

平成12年(2000年)三重県地域間産業連関表

第3章 部門分類表および部門別概念・定義・範囲

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
分類コード			統合小分類(186部門)		統 合 中 分 類 (104部門)		統 合 大 分 類 (34部門)		統 合 ひ な 型 (15部門)	
列コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
0111-01		米	0111	穀類	001	耕種農業	01	農業	01	農業
	0111-011	米								
	0111-012	稲わら								
0111-02		麦類								
	0111-021	小麦(国産)								
	0111-022	小麦(輸入)								
	0111-023	大麦(国産)								
	0111-024	大麦(輸入)								
0112-01		いも類	0112	いも・豆類						
	0112-011	かんしょ								
	0112-012	ばれいしょ								
0112-02		豆類								
	0112-021	大豆(国産)								
	0112-022	大豆(輸入)								
	0112-029	その他の豆類								
0113-01		野菜	0113	野菜						
	0113-001	野菜(露地)								
0113-02		野菜(施設)								
0114-01		果実	0114	果実						
	0114-011	かんきつ								
	0114-012	りんご								
	0114-019	その他の果実								
0115-01		砂糖原料作物	0115	その他の食用作物						
0115-02		飲料用作物								
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)								
	0115-029	その他の飲料用作物								
0115-09		その他の食用耕種作物								
	0115-091	雑穀								
	0115-092	油糧作物								
	0115-093	食用工業作物(除別掲)								
0116-01		飼料作物	0116	非食用作物						
0116-02		種畜								
0116-03		花き・花木類								
0116-09		その他の非食用耕種作物								
	0116-091	葉たばこ								
	0116-092	生ゴム(輸入)								
	0116-093	綿花(輸入)								
	0116-099	その他の非食用耕種作物(除別掲)								
0121-01		酪農	0121	畜産	002	畜産				
	0121-011	生乳								
	0121-019	その他の酪農生産物								
0121-02		鶏卵								
0121-03		肉鶏								
0121-04		豚								
0121-05		肉用牛								
0121-09		その他の畜産								
	0121-091	羊毛								
	0121-099	その他の畜産								
0131-01		獣医薬業	0131	農業サービス	003	農業サービス				
0131-02		農業サービス(除獣医薬業)								
0211-01		育林	0211	育林	004	林業	02	林業	02	林業
0212-01		素材	0212	素材						
	0212-011	素材(国産)								
	0212-012	素材(輸入)								
0213-01		特定林産物(含狩猟業)	0213	特定林産物						
	0311-001	海面漁業(国産)	0311	海面漁業	005	漁業	03	漁業	03	漁業
0311-01		沿岸漁業								
0311-02		沖合漁業								
0311-03		遠洋漁業								
	0311-002	海面漁業(輸入)								
0311-04		海面養殖業								
	0312-001	内水面漁業・養殖業	0312	内水面漁業						
0312-01		内水面漁業								
0312-02		内水面養殖業								
0611-01		金属鉱物	0611	金属鉱物	006	金属鉱物	04	鉱業	04	鉱業
	0611-011	鉄鉱石								
	0611-012	非鉄金属鉱物								
0621-01		窯業原料鉱物	0621	窯業原料鉱物	007	非金属鉱物				
	0621-011	石灰石								
	0621-019	その他の窯業原料鉱物								
0622-01		砂利・砕石	0622	砂利・砕石						
0622-02		砕石								
0629-09		その他の非金属鉱物	0629	その他の非金属鉱物						
0711-01		石炭	0711	石炭	008	石炭				
0721-01		原油・天然ガス	0721	原油・天然ガス	009	原油・天然ガス				
	0721-011	原油								
	0721-012	天然ガス								
1111-01		と畜(含肉鶏処理)	1111	と畜	010	食料品	05	食料品	05	製造業
	1111-011	牛肉(枝肉)								
	1111-012	豚肉(枝肉)								
	1111-013	鶏肉								
	1111-014	その他の肉(枝肉)								
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)								
1112-01		肉加工品	1112	畜産食料品						
1112-02		畜産びん・かん詰								
1112-03		酪農品								
	1112-031	飲用牛乳								
	1112-032	乳製品								
1113-01		冷凍魚介類	1113	水産食料品						
1113-02		塩・干・くん製品								
1113-03		水産びん・かん詰								
1113-04		わり製品								
1113-09		その他の水産食品								
1114-01		精穀	1114	精穀・製粉						
	1114-011	精米								
	1114-019	その他の精穀								
1114-02		製粉								
	1114-021	小麦粉								
	1114-029	その他の製粉								
1115-01		めん類	1115	めん・パン・菓子類						

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
			統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
分類コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
1115-02	1115-021	パン類								
1115-03	1115-031	菓子類								
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	1116	農産保存食料品						
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)								
1117-01		砂糖	1117	砂糖・油脂・調味料類						
	1117-011	精製糖								
	1117-019	その他の砂糖・副産物								
1117-02	1117-021	でん粉								
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖								
1117-04		植物油脂								
	1117-041	植物油脂								
	1117-042	加工油脂								
	1117-043	植物油かす								
1117-05	1117-051	動物油脂								
1117-06	1117-061	調味料								
1119-01	1119-011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品						
1119-02	1119-021	レトルト食品								
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当								
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★								
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★								
1119-09	1119-099	その他の食料品								
1121-01	1121-011	清酒	1121	酒類	011	飲料				
1121-02	1121-021	ビール								
1121-03	1121-031	ウイスキー類								
1121-09	1121-099	その他の酒類								
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料						
1129-02	1129-021	清涼飲料								
1129-03	1129-031	製氷								
1131-01	1131-011	飼料	1131	飼料・有機質肥料(除別掲)	012	飼料・有機質肥料(除別掲)				
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)								
1141-01	1141-011	たばこ	1141	たばこ	013	たばこ				
1511-01	1511-011	紡織糸	1511	紡織	014	繊維工業製品	06	繊維製品		
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(含含繊維短繊維織物)	1512	織物						
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(含含繊維長繊維織物)								
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物								
1513-01	1513-011	ニット生地	1513	ニット生地						
1514-01	1514-011	染色整理	1514	染色整理						
1519-01	1519-011	網・網	1519	その他の繊維工業製品						
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物								
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料								
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品								
1521-01	1521-011	織物製衣服	1521	衣服	015	衣服・その他の繊維既製品				
1521-02	1521-021	ニット製衣服								
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品						
1529-01	1529-011	寝具	1529	その他の繊維既製品						
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品								
1611-01	1611-011	製材	1611	製材・合板・チップ	016	製材・木製品	07	パルプ・紙・木製品		
1611-02	1611-021	合板								
1611-03	1611-031	木材チップ								
1619-09		その他の木製品	1619	その他の木製品						
	1619-091	建設用木製品								
	1619-099	その他の木製品(除別掲)								
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	1711	家具・装備品	017	家具・装備品				
1711-02	1711-021	木製寝具								
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品								
1811-01	1811-011	パルプ	1811	パルプ	018	パルプ・紙・板紙・加工紙				
	1811-012	古紙								
1812-01	1812-011	洋紙・和紙	1812	紙・板紙						
1812-02	1812-021	板紙								
1813-01	1813-011	段ボール	1813	加工紙						
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙								
1821-01	1821-011	段ボール箱	1821	紙製容器	019	紙加工品				
1821-09	1821-099	その他の紙製容器								
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品	1829	その他の紙加工品						
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品								
1911-01	1911-011	新聞	1911	出版・印刷	020	出版・印刷	18	その他の製造工業製品(1/3)		
1911-02	1911-021	印刷・製版・製本								
1911-03	1911-031	出版								
2011-01	2011-011	化学肥料	2011	化学肥料	021	化学肥料	08	化学製品		
2021-01		ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	022	無機化学基礎製品				
	2021-011	ソーダ灰								
	2021-012	苛性ソーダ								
	2021-013	液体塩素								
	2021-019	その他のソーダ工業製品								
2029-01		無機顔料	2029	その他の無機化学基礎製品						
	2029-011	酸化チタン								
	2029-012	カーボンブラック								
	2029-019	その他の無機顔料								
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス								
2029-03		塩								
	2029-031	原塩								
	2029-032	塩								
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品								
2031-01		石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	023	有機化学基礎製品				
	2031-011	エチレン								
	2031-012	プロピレン								
	2031-019	その他の石油化学基礎製品								
2031-02		石油化学系芳香族製品								
	2031-021	純ベンゼン								
	2031-022	純トルエン								
	2031-023	キシレン								
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品								
2032-01		脂肪族中間物	2032	有機化学中間製品	024	有機化学製品				
	2032-011	合成アルコール類								
	2032-012	酢酸								
	2032-013	二塩化エチレン								
	2032-014	アクリロニトリル								
	2032-015	エチレングリコール								
	2032-016	酢酸ビニルモノマー								
	2032-019	その他の脂肪族中間物								

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
			統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
分類コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
2032-02		環式中間物								
	2032-021	スチレンモノマー								
	2032-022	合成石炭酸								
	2032-023	テレフタル酸(高純度)								
	2032-024	カプロラクタム								
	2032-029	その他の環式中間物								
2033-01	2033-011	合成ゴム	2033	合成ゴム						
2039-01	2039-011	メタン誘導品	2039	その他の有機化学基礎製 品						
2039-02	2039-021	油脂加工製品								
2039-03	2039-031	可塑剤								
2039-04	2039-041	合成染料								
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品								
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂	2041	合成樹脂	025	合成樹脂				
2041-02		熱可塑性樹脂								
	2041-021	ポリエチレン(低密度)								
	2041-022	ポリエチレン(高密度)								
	2041-023	ポリスチレン								
	2041-024	ポリプロピレン								
	2041-025	塩化ビニル樹脂								
2041-03	2041-031	高機能性樹脂								
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂								
2051-01	2051-011	レーヨン・アセアート	2051	化学繊維	026	化学繊維				
2051-02	2051-021	合成繊維								
2061-01	2061-011	医薬品	2061	医薬品	027	医薬品				
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	2071	石けん・界面活性剤・化粧 品	028	化学最終製品(除医薬品)				
	2071-011	石けん・合成洗剤								
	2071-012	界面活性剤								
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨								
2072-01	2072-011	塗料	2072	塗料・印刷インキ						
2072-02	2072-021	印刷インキ								
2073-01	2073-011	写真感光材料	2073	写真感光材料						
2074-01	2074-011	農薬	2074	農薬						
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤	2079	その他の化学最終製品						
2079-09		その他の化学最終製品								
	2079-091	触媒								
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)								
2111-01		石油製品	2111	石油製品	029	石油製品	09	石油・石炭製品		
	2111-011	ガソリン								
	2111-012	ジェット燃料油								
	2111-013	灯油								
	2111-014	軽油								
	2111-015	A重油								
	2111-016	B重油・C重油								
	2111-017	ナフサ								
	2111-018	液化石油ガス								
	2111-019	その他の石油製品								
2121-01		石炭製品	2121	石炭製品	030	石炭製品				
	2121-011	コークス								
	2121-019	その他の石炭製品								
2121-02	2121-021	舗装材料								
2211-01		プラスチック製品	2211	プラスチック製品	031	プラスチック製品	18	その他の製造工業製品 (2/3)		
	2211-011	プラスチックフィルム・シート								
	2211-012	プラスチック板・管・棒								
	2211-013	プラスチック発泡製品								
	2211-014	工業用プラスチック製品								
	2211-015	強化プラスチック製品								
	2211-016	プラスチック製容器								
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品								
	2211-019	その他のプラスチック製品								
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	2311	タイヤ・チューブ	032	ゴム製品				
2319-01	2319-011	ゴム製履物	2319	その他のゴム製品						
2319-02	2319-021	プラスチック製履物								
2319-09	2319-099	その他のゴム製品								
2411-01	2411-011	革製履物	2411	革製履物	033	なめし革・毛皮・同製品				
2412-01	2412-011	製革・毛皮	2412	なめし革・毛皮・その他の 革製品						
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品								
2511-01		板ガラス・安全ガラス	2511	板ガラス・安全ガラス	034	ガラス・ガラス製品	10	窯業・土石製品		
	2511-011	板ガラス								
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス								
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品	2512	ガラス繊維・同製品						
2519-09		その他のガラス製品	2519	その他のガラス製品						
	2519-091	ガラス製加工素材								
	2519-099	その他のガラス製品(除別掲)								
2521-01	2521-011	セメント	2521	セメント	035	セメント・セメント製品				
2522-01	2522-011	生コンクリート	2522	生コンクリート						
2523-01	2523-011	セメント製品	2523	セメント製品						
2531-01		陶磁器	2531	陶磁器	036	陶磁器				
	2531-011	建設用陶磁器								
	2531-012	工業用陶磁器								
	2531-013	日用陶磁器								
2599-01	2599-011	耐火物	2599	その他の窯業・土石製品	037	その他の窯業・土石製品				
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品								
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品								
2599-04	2599-041	研磨材								
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品								
2611-01	2611-011	鉄鉄	2611	鉄鉄・粗鋼	038	鉄鉄・粗鋼	11	鉄鋼		
2611-02	2611-021	フェロアロイ								
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)								
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)								
	2612-011	鉄屑	2612	鉄屑						
2621-01		熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	039	鋼材				
	2621-011	普通鋼形鋼								
	2621-012	普通鋼鋼板								
	2621-013	普通鋼鋼帯								
	2621-014	普通鋼小棒								
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材								
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材								
2622-01		鋼管	2622	鋼管						
	2622-011	普通鋼鋼管								
	2622-012	特殊鋼鋼管								

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
分類コード			統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
列コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
2623-01		冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材						
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材								
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材								
2623-02	2623-021	めっき鋼材								
2631-01		鋳鍛鋼	2631	鋳鍛造品	040	鋳鍛造品				
	2631-011	鍛鋼								
	2631-012	鋳鋼								
2631-02	2631-021	鋳鉄管								
2631-03		鋳鉄品及び鍛造品(鉄)								
	2631-031	鋳鉄品								
	2631-032	鍛造品(鉄)								
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業	2649	その他の鉄鋼製品	041	その他の鉄鋼製品				
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品								
2711-01	2711-011	鋼	2711	非鉄金属製錬・精製	042	非鉄金属製錬・精製	12	非鉄金属		
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(含再生)								
2711-03	2711-031	アルミニウム(含再生)								
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金								
	2712-011	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑						
2721-01	2721-011	電線・ケーブル			043	非鉄金属加工製品				
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル								
2722-01	2722-011	伸銅品	2722	その他の非鉄金属製品						
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品								
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材								
2722-04	2722-041	核燃料								
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品								
2811-01	2811-011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	044	建設・建築用金属製品	13	金属製品		
2812-01	2812-011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品						
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器	2891	ガス・石油機器及び暖房機器	045	その他の金属製品				
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング	2899	その他の金属製品						
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品								
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類								
	2899-031	配管工事付属品								
	2899-032	粉末や金製品								
	2899-033	刃物及び道具類								
2899-09		その他の金属製品								
	2899-091	金属プレス製品								
	2899-092	金属線製品								
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)								
3011-01	3011-011	ボイラ	3011	原動機・ボイラ	046	一般産業機械	14	一般機械		
3011-02	3011-021	タービン								
3011-03	3011-031	原動機								
3012-01	3012-011	運搬機械	3012	運搬機械						
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置	3013	冷凍機・温湿調整装置						
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機	3019	その他の一般産業機械						
3019-02	3019-021	機械工具								
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置								
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械	3021	建設・鉱山機械	047	特殊産業機械				
3022-01	3022-011	化学機械	3022	化学機械						
3023-01	3023-011	産業用ロボット	3023	産業用ロボット						
3024-01	3024-011	金属工作機械	3024	金属加工・工作機械						
3024-02	3024-021	金属加工機械								
3029-01	3029-011	農業用機械	3029	その他の特殊産業用機械						
3029-02	3029-021	織機								
3029-03	3029-031	食料品加工機械								
3029-04	3029-041	半導体製造装置								
3029-09		その他の特殊産業用機械								
	3029-091	製材・木工・合板機械								
	3029-092	ハルプ装置・製紙機械								
	3029-093	印刷・製本・紙工機械								
	3029-094	鋳造装置								
	3029-095	プラスチック加工機械								
	3029-099	その他の特殊産業用機械(除別掲)								
3031-01	3031-011	金型	3031	その他の一般機械器具及び部品	048	その他の一般機器				
3031-02	3031-021	ペーパリング								
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品								
3111-01	3111-011	複写機	3111	事務用機械	049	事務用・サービス用機器				
3111-09	3111-099	その他の事務用機械								
3112-01		サービス用機器	3112	サービス用機器						
	3112-011	自動販売機								
	3112-012	娯楽用機器								
	3112-019	その他のサービス用機器								
3211-01	3211-011	電気音響機器	3211	民生用電子機器	050	民生用電子・電気機器	15	電気機械		
3211-02	3211-021	ラジオ・テレビ受信機								
3211-03	3211-031	ビデオ機器								
3212-01	3212-011	民生用エアコンディショナ	3212	民生用電気機器						
3212-02	3212-021	民生用電気機器(除エアコン)								
3311-01	3311-011	パーソナルコンピュータ	3311	電子計算機・同付属装置	051	電子計算機・同付属装置				
3311-02	3311-021	電子計算機本体(除パソコン)								
3311-03	3311-031	電子計算機付属装置								
3321-01	3321-011	有線電気通信機器	3321	通信機械	052	通信機械				
3321-02	3321-021	携帯電話機								
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)								
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器								
3331-01	3331-011	電子応用装置	3331	電子応用装置	053	電子応用装置・電気計測器				
3332-01	3332-011	電気計測器	3332	電気計測器						
3341-01	3341-011	半導体素子	3341	半導体素子・集積回路	054	半導体素子・集積回路				
3341-02	3341-021	集積回路								
3359-01	3359-011	電子管	3359	電子部品	055	電子部品				
3359-02	3359-021	液晶素子								
3359-03	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク								
3359-09	3359-099	その他の電子部品								
3411-01		回転電気機械	3411	重電機器	056	重電機器				
	3411-011	発電機器								
	3411-012	電動機								
3411-02	3411-021	開閉制御装置及び配電盤								
3411-03	3411-031	変圧器・変成器								
3411-09	3411-099	その他の産業用重電機器								
3421-01	3421-011	電気照明器具	3421	その他の電気機器	057	その他の電気機器				
3421-02	3421-021	電池								

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
			統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
分類コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
3421-03	3421-031	電球類								
3421-04	3421-041	配線器具								
3421-05	3421-051	内燃機関電装品								
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具								
3511-01	3511-011	乗用車	3511	乗用車	058	自動車	16	輸送機械		
3521-01	3521011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	059	その他の自動車				
3531-01	3531-011	二輪自動車	3531	二輪自動車						
3541-01	3541-011	自動車車体	3541	自動車部品・同付属品						
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品								
3541-03	3541-031	自動車部品								
3611-01	3611-011	船舶	3611	船舶・同修理	060	船舶・同修理				
3611-02	3611-021	その他の船舶								
3611-03	3611-031	船用内燃機関								
3611-10	3611-101	船舶修理								
3621-01	3621-011	鉄道車両	3621	鉄道車両・同修理	061	その他の輸送機械・同修理				
3621-10	3621-101	鉄道車両修理								
3622-01	3622-011	航空機	3622	航空機・同修理						
3622-10	3622-101	航空機修理								
3629-01	3629-011	自転車	3629	その他の輸送機械						
3629-09	3629-091	その他の輸送機械								
	3629-099	産業用運搬車両 その他の輸送機械(除別掲)								
3711-01	3711-011	カメラ	3711	光学機械	062	精密機械	17	精密機械		
3711-09	3711-099	その他の光学機械								
3712-01	3712-011	時計	3712	時計						
3719-01	3719-011	理化学機械器具	3719	その他の精密機械						
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器								
3719-03	3719-031	医療用機械器具								
3911-01	3911-011	玩具	3911	玩具・運動用品	063	その他の製造工業製品	18	その他の製造工業製品 (3/3)		
3911-02	3911-021	運動用品								
3919-01	3919-011	楽器	3919	その他の製造工業製品						
3919-02	3919-021	情報記録物								
3919-03	3919-031	筆記具・文具								
3919-04	3919-041	身辺雑貨品								
3919-05	3919-051	畳・わら加工品								
3919-06	3919-061	武器								
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品								
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	3921	再生資源回収・加工処理	064	再生資源回収・加工処理				
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	065	建築	19	建設	06	建設
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)								
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築						
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)								
4121-01	4121-011	建設補修	4121	建設補修	066	建設補修				
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	4131	公共事業	067	公共事業				
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業								
4131-03	4131-031	農林関係公共事業								
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設	4132	その他の土木建設	068	その他の土木建設				
4132-02	4132-021	電力施設建設								
4132-03	4132-031	電気通信施設建設								
4132-09	4132-099	その他の土木建設								
5111-01	5111-001	事業用電力	5111	電力	069	電力	20	電力・ガス・熱供給	07	電力・ガス・水道
5111-02		事業用原子力発電								
5111-03		事業用火力発電								
5111-04	5111-041	水力・その他の事業用発電								
5111-04	5111-041	自家発電								
5121-01	5121-011	都市ガス	5121	都市ガス	070	ガス・熱供給				
5122-01	5122-011	熱供給業	5122	熱供給業						
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	5211	水道	071	水道	21	水道・廃棄物処理		
5211-02	5211-021	工業用水								
5211-03	5211-031	下水道★★								
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★	5212	廃棄物処理	072	廃棄物処理				
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)								
6111-01	6111-011	卸売	6111	卸売	073	卸売	22	商業	08	商業
6112-01	6112-011	小売	6112	小売	074	小売				
6211-01	6211-011	金融	6211	金融	075	金融・保険	23	金融・保険	09	金融・保険
	6211-012	公的金融(帰属利子)								
	6211-013	民間金融(帰属利子)								
	6211-014	公的金融(手数料)								
	6211-014	民間金融(手数料)								
6212-01	6212-011	生命保険	6212	保険						
6212-02	6212-021	損害保険								
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業	6411	不動産仲介及び賃貸	076	不動産仲介及び賃貸	24	不動産	10	不動産
6411-02	6411-021	不動産賃貸業								
6421-01	6421-011	住宅賃貸料	6421	住宅賃貸料	077	住宅賃貸料				
6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	6422	住宅賃貸料(帰属家賃)	078	住宅賃貸料(帰属家賃)				
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	7111	鉄道旅客輸送	079	鉄道輸送	25	運輸	11	運輸
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	7112	鉄道貨物輸送						
7121-01	7121-011	バス	7121	道路旅客輸送	080	道路輸送(除自家輸送)				
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー								
7122-01	7122-011	道路貨物輸送	7122	道路貨物輸送						
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)								
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)								
7141-01	7141-011	外洋輸送	7141	外洋輸送	081	水運				
7142-01	7142-011	沿海・内水面輸送	7142	沿海・内水面輸送						
	7142-012	沿海・内水面旅客輸送								
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送								
7143-01	7143-011	港湾運送	7143	港湾運送						
7151-01	7151-011	航空輸送	7151	航空輸送	082	航空輸送				
	7151-012	国際航空輸送								
	7151-013	国内航空旅客輸送								
	7151-013	国内航空貨物輸送								
	7151-014	航空機使用事業								
7161-01	7161-011	貨物運送取扱	7161	貨物運送取扱	083	貨物運送取扱				
7171-01	7171-011	倉庫	7171	倉庫	084	倉庫				
7181-01	7181-011	こん包	7181	こん包	085	運輸付帯サービス				
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供	7189	その他の運輸付帯サービス						
7189-02	7189-021	水運施設管理★★								
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス								
7189-04	7189-041	航空施設管理(国公営)★★								

基本分類(行 517 × 列 405)			統 合 部 門 分 類							
			統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
分類コード	行コード	部門名称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)								
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス								
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス								
7311-01	7311-011	郵便	7311	郵便	086	通信	26	通信・放送	12	通信・放送
7312-01	7312-011	固定電気通信	7312	電気通信						
7312-02	7312-021	移動電気通信								
7312-03	7312-031	その他の電気通信								
7319-09	7319-099	その他の通信サービス	7319	その他の通信サービス						
7321-01	7321-011	公共放送	7321	放送	087	放送				
7321-02	7321-021	民間放送								
7321-03	7321-031	有線放送								
8111-01	8111-011	公務(中央)★★	8111	公務(中央)	088	公務	27	公務	13	公務
8112-01	8112-011	公務(地方)★★	8112	公務(地方)						
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★	8211	学校教育	089	教育	28	教育・研究	14	サービス
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★								
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★	8213	社会教育・その他の教育						
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★								
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★								
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)								
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★	8221	学術研究機関	090	研究				
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★								
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★								
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★								
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)								
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)								
8222-01	8222-011	企業内研究開発	8222	企業内研究開発						
8311-01	8311-011	医療(国公立)	8311	医療	091	医療・保健	29	医療・保健・社会保障・介護		
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)								
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)								
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★	8312	保健						
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)								
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★	8313	社会保障	092	社会保障				
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★								
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★								
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★								
8314-01	8314-011	介護(居宅)	8314	介護	093	介護				
8314-02	8314-021	介護(施設)								
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体	8411	その他の公共サービス	094	その他の公共サービス	30	その他の公共サービス		
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★								
8511-01		広告	8511	広告	095	広告・調査・情報サービス	31	対事業所サービス		
	8511-011	テレビ・ラジオ広告								
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告								
8512-01		情報サービス	8512	調査・情報サービス						
	8512-011	ソフトウェア業								
	8512-012	情報処理・提供サービス								
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所								
8513-01		物品貸貸業(除貸自動車)	8513	物品貸貸業(除貸自動車業)	096	物品貸貸サービス				
	8513-011	産業用機械器具(除建設機械器具)貸貸業								
	8513-012	建設機械器具貸貸業								
	8513-013	電子計算機・同関連機器貸貸業								
	8513-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業								
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業								
8514-01	8514-011	貸自動車業	8514	貸自動車業						
8515-10	8515-101	自動車修理	8515	自動車修理	097	自動車・機械修理				
8516-10	8516-101	機械修理	8516	機械修理						
8519-01	8519-011	建物サービス	8519	その他の対事業所サービス	098	その他の対事業所サービス				
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス								
8519-03	8519-031	土木建築サービス								
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス								
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス								
8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業	8611	娯楽サービス	099	娯楽サービス	32	対個人サービス		
8611-02	8611-021	映画館								
8611-03	8611-031	劇場・興行場								
8611-04	8611-041	遊戯場								
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団								
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地								
8611-07	8611-071	興行団								
8611-09	8611-099	その他の娯楽								
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)	8612	飲食店	100	飲食店				
8612-02	8612-021	喫茶店								
8612-03	8612-031	遊興飲食店								
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所	8613	旅館・その他の宿泊所	101	旅館・その他の宿泊所				
8619-01	8619-011	洗濯・洗剤・染物業	8619	その他の対個人サービス	102	その他の対個人サービス				
8619-02	8619-021	理容業								
8619-03	8619-031	美容業								
8619-04	8619-041	浴場業								
8619-05	8619-051	写真業								
8619-06	8619-061	冠婚葬祭業								
8619-07	8619-071	各種修理業(除別掲)								
8619-08	8619-081	個人教授所								
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス								
8900-00	8900-000	事務用品	8900	事務用品	103	事務用品	33	事務用品	05	製造業
9000-00	9000-000	分類不明	9000	分類不明	104	分類不明	34	分類不明	15	分類不明
9099-00	9099-000	内生部門計	9099	内生部門計	105	内生部門計	35	内生部門計	16	内生部門計

(注) 基本分類の部門名欄の★印は、生産活動主体を次のように示します。
 ★★……………政府サービス生産者
 ★……………対家計民間非営利サービス生産者
 無印……………産業

[最終需要部門]

基本分類(行517×列405)			統 合 部 門 分 類															
分類コード		部 門 名 称	統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)									
列コード	行コード		コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称								
9110-00		家計外消費支出(列)	9110	家計外消費支出(列)	106	家計外消費支出(列)	36	家計外消費支出(列)	17	家計外消費支出(列)								
9121-00		家計消費支出	9121	家計消費支出	107	民間消費支出	37	民間消費支出	18	民間消費支出								
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	9122	対家計民間非営利団体消費支出														
9131-10		中央政府集合の消費支出	9131	一般政府消費支出	108	一般政府消費支出	38	一般政府消費支出	19	一般政府消費支出								
9131-20		地方政府集合の消費支出																
9131-30		中央政府個別の消費支出																
9131-40		地方政府個別の消費支出																
9132-10		中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)																
9132-20		地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	9132	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	109	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)												
9132-30		中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)																
9132-40		地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)																
9141-00		域内総固定資本形成(公的)	9141	域内総固定資本形成(公的)	110	域内総固定資本形成(公的)	39	域内総固定資本形成(公的)	20	域内総固定資本形成								
9142-00		域内総固定資本形成(民間)	9142	域内総固定資本形成(民間)	111	域内総固定資本形成(民間)	40	域内総固定資本形成(民間)										
9150-10		生産者製品在庫純増	9150	在庫純増	112	在庫純増	41	在庫純増	21	在庫純増								
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増																
9150-30		流通在庫純増																
9150-40		原材料在庫純増																
9200-00		域内最終需要計									9200	域内最終需要計	113	域内最終需要計	42	域内最終需要計	22	域内最終需要計
9210-00		域内需要合計	9210	域内需要合計	114	域内需要合計	43	域内需要合計	23	域内需要合計								
9211-10		輸出(普通貿易)	9211	輸出	115	輸出	44	輸出	24	移輸出								
9211-20		輸出(特殊貿易)																
9212-00		輸出(直接購入)																
9213-00		調整項																
9220-00		輸出計																
9230-00		移出									9230	移出	116	移出	45	移出		
9300-00		最終需要計									9300	最終需要計	117	最終需要計	46	最終需要計	25	最終需要計
9350-00		需要合計									9350	需要合計	118	需要合計	47	需要合計	26	需要合計
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)									9411	(控除)輸入	119	(控除)輸入	48	(控除)輸入	27	(控除)移輸入
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)																
9412-00		(控除)輸入(直接購入)																
9413-00		(控除)関税																
9414-00		(控除)輸入品商品税																
9420-00		(控除)輸入計																
9440-00		(控除)移入	9440	(控除)移入	123	(控除)移入	49	(控除)移入										
9450-00		(控除)移輸入計	9450	(控除)移輸入計	124	(控除)移輸入計	50	(控除)移輸入計										
9500-00		最終需要部門計	9500	最終需要部門計	125	最終需要部門計	51	最終需要部門計	28	最終需要部門計								
9700-00		域内生産額	9700	域内生産額	126	域内生産額	52	域内生産額	29	域内生産額								

※ 統合中分類(104部門)の119(控除)輸入、120(控除)関税、121(控除)輸入商品税の分類については地域間産業連関表では計上しておりません。

[粗付加価値部門]

基本分類(行517×列405)			統 合 部 門 分 類							
分類コード		部 門 名 称	統合小分類(186部門)		統合中分類(104部門)		統合大分類(34部門)		統合ひな型(15部門)	
列コード	行コード		コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称	コード	部 門 名 称
9110-010		宿泊・日当	9110	家計外消費支出(行)	106	家計外消費支出(行)	36	家計外消費支出(行)	17	家計外消費支出(行)
9110-020		交際費								
9110-030		福利厚生費								
9311-000		賃金・俸給	9311	賃金・俸給	107	雇員所得	37	雇員所得	18	雇員所得
9312-000		社会保険料(雇用主負担)								
9313-000		その他の給与及び手当								
9401-000		営業余剰	9401	営業余剰	108	営業余剰	38	営業余剰	19	営業余剰
9402-000		資本減耗引当	9402	資本減耗引当	109	資本減耗引当	39	資本減耗引当	20	資本減耗引当
9403-000		資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9403	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	110	資本減耗引当(社会資本等減耗分)				
9404-000		間接税(除関税・輸入品商品税)	9404	間接税(除関税・輸入品商品税)	111	間接税(除関税・輸入品商品税)	40	間接税(除関税・輸入品商品税)	21	間接税(除関税・輸入品商品税)
9405-000		(控除)経常補助金	9405	(控除)経常補助金	112	(控除)経常補助金	41	(控除)経常補助金	22	(控除)経常補助金
9500-000		粗付加価値部門計	9500	粗付加価値部門計	125	粗付加価値部門計	51	粗付加価値部門計	28	粗付加価値部門計
9700-000		域内生産額	9700	域内生産額	126	域内生産額	52	域内生産額	29	域内生産額

部門別概念・定義・範囲

平成12年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定しました。平成12年表の部門分類は、原則として平成7年表を踏襲していますが、一部に変更が加えられており、それらについては、各部門ごとに変更内容を記載しています。また、ここで言及している日本標準産業分類(JSIC)は、平成5年10月改訂のものになります。

部門概念・定義・範囲は、次のような項目で記載されています。

(コード・部門名称)

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門については、コード順で部門ごとに整理し規定しています。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定しています。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財貨・サービスを例示したものです。

(平成7年表からの変更点)

平成12年表において、平成7年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載しています。

(注意点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成2年表から平成7年表における変更点について記述しています。

(対応するISIC)

当該部門が主に属する国際標準産業分類(ISIC)改訂第3版のコード及び名称を参考として記述しました。

第1節 内生部門

1 農林水産業

列コード	行コード	部門名称
	0111	穀類

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」、0112「米作以外の穀作農業」のうち、麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら、小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(対応するISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
	0112	いも類・豆類

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」、0112「米作以外の穀作農業」のうち、豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ、大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(対応するISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
	0113	野菜

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち、野菜の生産活動を範囲とする。
なお、野菜(施設)の範囲は、「野菜生産出荷統計」の区分に従い、ガラス室(主たる資材としてガラスを用いた恒久的施設)、ハウス(ガラス以外で被覆され、作業者が中に入りうる高さの施設)及びトンネル(ガラス以外で被覆され作業者が中に入り得ない高さの施設)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地):かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、

さやいんげん(未成熟いんげん)、その他の果菜類
葉茎菜類(露地):キャベツ、はくさい、非結球つげな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、
 いら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコ
 リー、アスパラガス、たけのこ、その他の葉茎菜類
根菜類:だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょう
 が、その他の根菜類
果菜類(施設):かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、い
 ちご
葉茎菜類(施設):レタス

(対応するISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0114	果実

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) かんきつ:みかん、なつみかん、ネーブルオレンジ、はっさく、いよかん、その他のかん
 きつ、かんきつ類の植物成長
りんご:りんご、りんごの植物成長
その他の果実:ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、か
 き、くり、キウイフルーツ、パイナップル、その他の果実、その他の果実の植物成長

主な輸入品:オレンジ、グレープフルーツ、パイナップル、バナナ、レモン、キウイフ
 ルーツ

(対応するISIC) 0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0115	その他の食用作物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち、砂糖原料作物及び飲料用作
 物、小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 雑穀(食用穀物):らい麦、そば
 雑穀(粗粒穀物):えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ
 雑穀(主な輸入品:とうもろこし、グリーンソングラム、そば
 油糧作物:なたね(種実)、ごま、オリーブ
 食用工芸作物(除別掲):こんにやくいも、香辛料作物(輸入)、
 飼料用カッサバいも(輸入)さとうきび、てんさい、

 コーヒー豆・カカオ豆(輸入)、
 茶(生茶)、ホップ、茶の植物成長

(対応するISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
 0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0116	非食用作物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち、飼料作物及び種苗、細分類
 0115「花き作農業」、小分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない非食用耕種作物の生
 産活動を範囲とする。
 (品目例示) 青刈りとうもろこし、牧草、飼料用かぶ、農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根、苗
 木(山行き苗木を除く)、切り花、鉢物、花木、花き苗、芝、葉たばこ、生ゴム(輸入)、
 綿花(輸入)、薬用作物(薬用人参、あまちゃづる等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた
 等)、敷物原料作物(いぐさ等)、織物原料作物(麻)、その他の工芸作物(あい、紅花等)

(対応するISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
 0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0121	畜産

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」、細分類0124「養鶏業」のうち、鶏卵及び肉鶏、
 細分類0123「養豚業」、細分類0122「肉用牛生産業」、小分類012「畜産農業」のうち、他に分

- 類されない畜産物の生産活動及び細分類0131「養蚕農業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肥育向け)、乳用牛の頭数増・肥大・きゅう肥、鶏卵、成鶏(含む成鶏換算飼養羽数の増減)、不正常卵、鶏ふん、ブロイラー、豚(含む成豚換算飼育頭数の増減)・きゅう肥、と畜向け(含む牛換算飼育頭数の増減)、肥育向け子畜・きゅう肥、と畜向け(含む牛換算飼育頭数の増減)、肥育向け子畜・きゅう肥、羊毛、馬(軽種馬を含む)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)食用鳥類、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛玩動物、鳥類、実験用動物(マウス、モルモット)・きゅう肥、蚕繭(上繭、種繭、玉・屑繭)、蚕種、桑の葉、桑の植物成長
- (対応する ISIC) 0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけっいて飼育業;酪農業
0122 その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	0131	農業サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8441「獣医学」、小分類014「農業サービス業(園芸サービスを除く)」の活動を範囲とする。
- (品目例示) カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育業、種付業、ふ卵業
- (対応する ISIC) 8520 獣医学
0140 農業及び畜産サービス業(獣医学を除く)

列コード	行コード	部門名称
	0211	育林

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」及び0241「育林サービス業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 苗木、立木の成長
- (注意点) 1. 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
2. 日本標準産業分類の細分類0243「山林育苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受け払いはすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。
- (対応する ISIC) 0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
	0212	素材

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む)
- (対応する ISIC) 0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
	0213	特用林産物

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」、小分類023「特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」及び029「その他の林業」のうち、一般用材を除く林産物の採取及び生産活動を範囲とする。
- (品目例示) きのこ類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ等)、樹皮(しゅろ皮等)、生うるし、竹材、薪、木炭(黒炭、白炭)、狩猟による動物原皮
- (対応する ISIC) 0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
0150 狩猟業、わなかけ業及び猟鳥・猟獣増殖業(関連サービス業を含む)
0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
	0311	海面漁業

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類031「一般海面漁業」及び032「捕鯨業」、小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。
- なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業・養殖業生産統計年表」に合わせ、次のとおりとする。
- 沿岸漁業: 漁船非使用漁業、無動力船及び10^t未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置

網漁業及び地びき網漁業。

沖合漁業:10^ト以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地びき網漁業を除いたもの。

遠洋漁業:遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業及び捕鯨業

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類、まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(対応する ISIC) 0500 漁業、魚の人工ふ化業または養殖業;漁業に付帯するサービス業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0312	内水面漁業

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業:さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類
内水面養殖業:ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

(対応する ISIC) 0500 漁業、魚の人工ふ化業または養殖業;漁業に付帯するサービス業

2 鉱業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0611	金属鉱物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類05「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物、銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

(対応する ISIC) 1200 ウラニウム及びトリウム鉱

1310 鉄鉱業

1320 非鉄金属鉱業(ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く)

列コード	行コード	部 門 名 称
	0621	窯業原料鉱物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類082「窯業原料鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) その他の窯業原料鉱物:けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

1429 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0622	砂利・採石

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類081「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動、細分類2581「採石製造業」を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)、採石、石材

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

2696 石材切り出し、型削・磨き業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0629	その他の非金属鉱物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類083「粘土鉱業(別掲を除く)及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する副産物(硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(対応する ISIC) 1410 石・砂及び粘土採取業

1421 化学及び肥料用鉱物鉱業

1422 塩採取業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0711	石炭

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭
 (対応するISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業
 1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業
 1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	0721	原油・天然ガス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類07「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。
 (品目例示) 原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス
 (対応するISIC) 1110 原油及び天然ガス採取業

3 食料品

列コード	行コード	部 門 名 称
	1111	と畜

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業、1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉(馬肉、羊肉、山羊肉)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等)
 (対応するISIC) 1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1112	畜産食料品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等及び畜産物を主な原料とするびん・かん詰、細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚、食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)
 乳用牛乳:牛乳、加工乳
 乳製品:乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料
 (対応するISIC) 1511 肉及び肉製品製造業
 1520 酪農製品製造業
 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1113	水産食料品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1116「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち、魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品、細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」、細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製造業」及び1225「水産練製品製造業」、細分類1222「海藻加工業」、1223「寒天製造業」の生産活動を範囲とする。
 (品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸または三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」、煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、かに、さけ、まぐろ、かつお、さば、いわし、その他の水産びん、かん詰、焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し
 (対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
	1114	精穀・製粉

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」と1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか、小麦粉、ふすま、そば粉、こんにやく粉、米穀粉
- (対応するISIC) 1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
	1115	めん・パン・菓子類

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」及び1271「パン製造業」、1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、調理パン製造業及びサンドイッチ製造業、1272「生菓子製造業」、1273「ビスケット類・干菓子製造業」、1274「米菓子製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん、食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ、キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア
- (対応するISIC) 1541 パン製品製造業
1543 ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業
1544 マカロニ、スードル、クスクス及び類似製品製造業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
	1116	農産保存食料品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち、野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液及び乾燥きのこを除く)の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム(びん・かん詰)、野菜ジュース、原料濃縮果汁、乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャム、かんぴょう、切り干し大根、マッシュポテト、干し柿
- (注意点) 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。
- (対応するISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
	1117	砂糖・油脂・調味料類

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び1252「砂糖精製業」、1292「でんぷん製造業」、1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」、1281「植物油製造業」、1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)、1282「動物油脂製造業」、小分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)、かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす
植物油脂:食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)
加工油脂:マーガリン、ショートニング
植物原油かす:なたね油かす、大豆油かす、米ぬか、油かす
動物油脂(牛脂、豚脂等)、精製ラード、魚油、みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケッチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸い物、マヨネーズ副産物(卵白)
- (注意点) 1. 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが、当過程での自部門投入は含めない。
2. 本部門は動物油脂(非食用)の生産と、その原油をさらに加工精製し、食用動物油脂を生産する活動である。
- (対応するISIC) 1511 肉及び肉製品製造業
1514 植物・動物油脂製造業
1542 砂糖製造業
1532 でん粉・でん粉製品製造業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1119	その他の食料品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」、1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、レトルト食品、1298「そう(惣)菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、すし・弁当製造業、1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動、1219「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」、1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」、1295「豆腐・油揚げ製造業」、1296「あん類製造業」、1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業の生産活動を範囲とする。「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公私立の義務教育諸学校において、その児童または生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米穀類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ、レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)、そう菜、すし、弁当、とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

(対応するISIC) 1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1121	酒類

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」、1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす、果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒、ウィスキー、ブランデー

(対応するISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業
1553 麦芽酒及び麦芽製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1129	その他の飲料

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類131「清涼飲料製造業」及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、133「茶・コーヒー製造業」、小分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー、サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳、販売用氷

(対応するISIC) 1513 果実及び野菜加工・保存業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業
1554 清涼飲料製造業;ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1131	飼料・有機質肥料(除別掲)

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1361「配合飼料製造業」及び1362「単体飼料製造業」、1363「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 家畜、家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす、動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(対応するISIC) 1512 魚類及び魚製品加工・保存業
1533 加工飼料製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1141	たばこ

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類135「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

(注意点) 平成7年表において、平成7年表までは企業ベースであったものをアクティビティベースへ変更。

(対応するISIC) 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
1600 たばこ製造業

4 繊維製品・パルプ・紙・木製品・印刷・出版

列コード	行コード	部門名称
	1511	紡績

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類141「製糸業」、142「紡績業」及び143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸:生糸、副蚕糸
綿糸:純綿糸、混紡綿糸
化学繊維紡績糸:ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
毛糸:そ毛糸、紡績糸
その他の紡績糸:絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

(対応するISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
	1512	織物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」、1442「絹・人絹織物業」、1443「毛織物業」、1444「麻織物業」及び1449「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地、絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード
毛織物:毛織物、紡毛織物、手風合成繊維織物、織フェルト
麻織物:亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物
その他の織物:ホース、モケット、麻風合成繊維織物

(対応するISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業
1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
	1513	ニット生地

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類145「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

(対応するISIC) 1730 ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	1514	染色整理

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 生産額は、販売分(原材料購入分)及び賃加工分(原材料支給分)に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため、販売分(原材料購入分)については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

(対応するISIC) 1712 織物整理仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
	1519	その他の繊維工業製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類147「網・網製造業」、細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」、1498「繊維製衛生材料製造業」、小分類148「レース・繊維雑品製造業」、細分類1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1494「製綿業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の編地、じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物、医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒、レース生地、組みひも、細幅織物、その他の繊維製品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

- (対応するISIC) 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業
 1722 じゅうたん及び敷物製造業
 1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
 1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1521	衣服

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)」及び細分類1531「織物製下着製造業」、1533「織物製寝具類製造業」及び1551「和装製品製造業」、小分類152「ニット製外衣・シャツ製造業」、細分類1532「ニット製下着製造業」、1534「ニット製寝具類製造業」及び1535「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。
 また、洋服製造小売業のうち製造に係わる活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 男子・少年洋服、婦人・少女洋服、乳幼児洋服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯・ショール等の和装製品、ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット製寝着類、補整着

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の部門名「衣服」から「織物製衣服」へ名称変更。生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産分が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託生産が多いため、工業統計調査の「加工賃収入－委託生産費」を同業者以外(商社等)からの委託分として、下式により生産額を推計する。「ニット製衣服」も同様。

$$\text{商社分の生産額} = [\text{同業者以外からの委託費}] / [\text{加工賃} / \text{生産価格}]$$

- (対応するISIC) 1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業
 1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)

列コード	行コード	部 門 名 称
	1522	その他の衣服・身の回り品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「足袋製造業」及び小分類156「その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネッカチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

- (対応するISIC) 1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業
 1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
 1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1529	その他の繊維既製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1591「寝具製造業」、1592「帆布製品製造業」、1593「繊維製袋製造業」、1594「刺しゅう業」、1595「タオル製造業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布、帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

- (対応するISIC) 1721 織物仕立て製品製造業(衣服を除く)

列コード	行コード	部 門 名 称
	1611	製材・合板・チップ

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」、1612「単板(ベニヤ板)製造業」、1618「木材チップ製造業」、1671「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材、単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

- (対応するISIC) 2010 製材業及び木材プレーナー業
 2021 単板(ベニヤ)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1619	その他の木製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業(折り箱・マッチ箱を除く)」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業(建具を除く)」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 建設用木製品:造作材、建築用木製品組立材料、パーティクルボード、銘板、銘木、床柱
その他の木製品(除別掲):経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折り箱、木箱、取枠、巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品
- (対応するISIC) 1920 履物製造業
2021 単板(ベニヤ)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
2022 建築用材料及び建具製造業
2023 木製容器製造業
2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1711	家具・装備品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装飾品製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)、小分類173「建具製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)、細分類1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」を範囲とする。
- (品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁、雨戸、格子、障子、ふすま、机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具、ついで、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ
- (注意点) 土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。
- (対応するISIC) 2022 建築用材料及び建具製造業
3610 家具製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1811	パルプ

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ
- (対応するISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1812	紙・板紙

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき和紙製造業」、1824「手すき和紙製造業」及び財務省印刷局が行う紙幣用和紙、1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙、段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材用紙、その他の板紙
- (対応するISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	1813	加工紙

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」、1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 段ボール(シート)、絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙、加工紙、壁紙、ふすま紙

(対応するISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業
2102 段ボール及び板紙並びに和紙・板紙製容器製造業

列コード	行コード	部門名称
	1821	紙製容器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」、1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提げ紙袋等の角底紙袋、折りたたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製容器

(対応するISIC) 2101 パルプ、紙及び板紙製造業
2102 段ボール及び板紙並びに和紙・板紙製容器製造業
2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	1829	その他の紙加工品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品、1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の紙製衛生用品、紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

(対応するISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	1911	出版・印刷

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。なお、生産額には広告料収入を含める。
小分類193「印刷業(謄写印刷業を除く)」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷関連サービス業」及び財務省印刷局の印刷・製版・製本活動、小分類192「出版業」の活動を範囲とする。
なお、生産額には財務省印刷局の広告料収入を含める。
また、一般印刷の加工賃収入分はほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含まない。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷、新聞、書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物

(対応するISIC) 2211 書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業
2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
2219 その他の出版業
2221 印刷業
2222 印刷に関連するサービス業

5 化学製品、石油、石炭製品

列コード	行コード	部門名称
	2011	化学肥料

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・リン酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2012「複合肥料製造業」、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。
なお、他部門で発生する屑・副産物(硫酸、塩安、ケイ酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) アンモニア、アンモニア水
窒素質肥料:尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素
その他の炭質肥料:過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん
複合肥料:りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配

合肥料
(対応する ISIC) 2412 肥料及び窒素化合物製造業

列コード	行コード	部門名称
	2021	ソーダ工業製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) その他のソーダ工業製品、塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム
(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
	2029	その他の無機化学基礎製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」、2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」、2025「塩製造業」、2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。
(品目例示) その他の無機顔料: 亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサーチ、カドミウム顔料、銀朱酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス、塩、食卓塩、かん水、にがり、亜硫酸鉛、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭
(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2412 肥料及び窒素化合物製造業
2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2031	石油化学基礎製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうち、ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガス、改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン(o-キシレン(精製のもの)、m-キシレン(精製のもの)、p-キシレン(精製のもの)を含む)、芳香族剤の生産活動を範囲とする。
(注意点) 平成7年表において、行部門の名称を「純ベンゾール」から「純ベンゼン」に、「純トルオール」から「純トルエン」に、「キシロール」から「キシレン」にそれぞれ変更。
(対応する ISIC) 2320 石油精製業
2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
	2032	有機化学中間製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品で、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。とする。
(品目例示) 合成アルコール類: エチルアルコール、合成高級アルコール(C9以上のもの)、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール
その他の脂肪族中間物: 酸化エチレン、塩化ビニル(モノマー)
その他の環式中間物: アルキルベンゼン、無水フタル酸、テレフタル酸ジメチル、シクロヘキサン
(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
	2033	合成ゴム

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2039	その他の有機化学基礎製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」、2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油(食用)を除く生産活動、2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料(ピグメントレジジンカラーを含む)、2034「発酵工業」、2035「コールタール製品」、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうちレーキ及び2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス、硬化油(工業用)、脂肪酸、グリセリン、フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤、純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(対応するISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業
2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2041	合成樹脂

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂、2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂、2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル、2037「プラスチック製造業」のうち、石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、フッ素系樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル、石油系樹脂(ポリブテン、石油樹脂)、メタクリル樹脂(成形材料、板状等材料)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、フッ素系樹脂、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)

(対応するISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2051	化学繊維

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」、2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維、ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(対応するISIC) 2430 人造繊維製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2061	医薬品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、殺虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品

(対応するISIC) 2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業
2423 医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業
2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2071	石けん・界面活性剤・化粧品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」、小分類207「化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業」の生産

(品目例示) 活動を範囲とする。
界面活性剤:陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤
 香水、オーデコロン、頭髮用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、
 皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上げ用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメークアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨

(対応するISIC) 2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
	2072	塗料・印刷インキ

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」、2055「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類、一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス

(対応するISIC) 2422 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック製造業

列コード	行コード	部門名称
	2073	写真感光材料

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2095「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品

(対応するISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2074	農薬

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤

(対応するISIC) 2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2079	その他の化学最終製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2094「ゼラチン・接着剤製造業」、2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、2056「洗剤・磨剤製造業」、2057「ろうそく製造業」、2091「火薬類製造業」、2093「香料製造業」、2096「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2097「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン(含可溶性でんぷん)、修正液

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2079-01、-011 火薬類」を本部門に統合。

(対応するISIC) 2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2111	石油製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。

また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品: グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原油、石油ガス、オイルコークス

(対応するISIC) 2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
	2121	石炭製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」、215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。
また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。
なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。
また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。
- (品目例示) その他の石炭製品:練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス
アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材
- (対応するISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業
2310 コークス炉製品製造業

6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
	2211	プラスチック製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) プラスチックフィルム・シート:プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品
プラスチック板・管・棒:プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品
プラスチック発泡製品:ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品
工業用プラスチック製品:輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品
強化プラスチック製品:強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子、橋脚、コンテナ等、発泡・強化プラスチック製品の加工品
プラスチック製容器:プラスチック製灯油缶、工業用製品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱
プラスチック製日用雑貨・食卓用品:プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品
その他のプラスチック製品:プラスチック製形材料、廃プラスチック製品(くい、棚、魚礁等)、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品(他に分類されないもの)
- (対応するISIC) 2520 プラスチック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2311	タイヤ・チューブ

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ
- (対応するISIC) 2511 ゴムタイヤ及び チューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業

列コード	行コード	部門名称
	2319	その他のゴム製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」、2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」、小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴム練生地製造業」、2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ(スポンジ製のものを含む)、ゴム製の履物用品(ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など)、プラスチック製靴(合成皮革製靴、プラスチック成形靴など)、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物付属品、コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト(ファンベルトを含む)、ゴムホース、工業用ゴム製品(防振ゴム、ゴム製パッキン等)、ゴム引布、ゴム引布製品(エアーマットレス等)、医療・衛生用ゴム製品(乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等)、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品(フォーラムラバー、ゴム手袋(医療用を除く)、消しゴム、ゴムバンド)

(対応するISIC) 1920 履物製造業
2519 その他のゴム製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2411	革製履物

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、帯電靴等)、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと)

(対応するISIC) 1920 履物製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2412	なめし革・毛皮・その他の革製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」、242「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、245「革製手袋製造業」、246「かばん製造業」、247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛底靴、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)、工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスカート)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(対応するISIC) 1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
1911 皮なめし及び仕上げ業
1912 手荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2511	板ガラス・安全ガラス

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」、2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変わり板ガラス、みがき板ガラス、合わせ板ガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

(対応するISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ロービング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバー(素線)

(対応するISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	2519	その他のガラス製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」、2514「ガラス容器製造業」、2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」

及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。
 (品目例示) ガラス製加工素材:光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)
その他のガラス製品(除別掲):ガラス容器(飲料用容器、食料用、調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンブル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、証明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

(対応する ISIC) 2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2521	セメント

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。
 なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

(対応する ISIC) 2694 セメント、石灰及び石膏製造業

列コード	行コード	部門名称
	2522	生コンクリート

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2523	セメント製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(対応する ISIC) 2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2531	陶磁器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器:衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)

工業用陶磁器:電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器:陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

(対応する ISIC) 2691 非建設用非耐火性窯業製品製造業

2693 建設用非耐火性粘土・セラミックス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2599	その他の窯業・土石製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」、253「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類2596「石こう(膏)製品製造業」、小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」、257「研磨材・同製品製造業」、細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品性増業」、2584「けいそう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉碎等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業(中子を含む)」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

- (品目例示) 耐火れんが、不定型耐火物(対価モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質つばを含む)、石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスチック、焼石こう、粘土瓦(いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管、電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、炭素繊維、黒鉛つば、特殊炭素製品、天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布紙、ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鈹物・土石粉
- 砕・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)
- (対応するISIC) 2696 石材切り出し、型削・磨き業
2699 他に分類されないその他の非金属鈹物製品製造業

7 鉄鋼、非鉄金属、金属製品

列コード	行コード	部門名称
	2611	銑鉄・粗鋼

- (定義・範囲) 高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。
日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。
転炉・電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 高炉銑、電気炉銑、フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム、普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼、普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼
- (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2612	鉄屑

- (定義・範囲) 本部門は、製造業及び建設業の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。
- (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2621	熱間圧延鋼材

- (定義・範囲) 鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。
なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。
- (品目例示) 普通鋼形鋼: 鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼
普通鋼鋼板: 厚板、中板、薄板
普通鋼鋼帯: 冷延用鋼帯、その他用鋼帯
普通鋼小棒: 小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼
その他の普通鋼熱間圧延鋼材: 軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪
特殊熱間圧延鋼材: 工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材
- (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2622	鋼管

- (定義・範囲) 熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 普通鋼鋼管: 普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷けん鋼管、普通鋼めっき鋼管
特殊鋼鋼管: 特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷けん鋼管
- (対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2623	冷延・めっき鋼材

(定義・範囲) 冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間厚造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。
日本標準産業分類の細分類2651「ブリキ製造業」、2652「亜鉛鉄板製造業」、2654「めっき鉄鋼線製造業」及び2659「その他の表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブリキ、亜鉛めっき鋼板、ティンフリースチール
(対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2631	鍛造品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2663「鋳鋼製造業」及び2665「鍛鋼製造業」、2694「鋳鉄管製造業」、2661「鋳鉄铸件製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)」、2662「可鍛鋳鉄製造業」及び2664「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼:普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放)
鋳鋼:普通鋼・特殊鋼鋳鋼品(鋳放)
鋳鉄品:鋳鉄铸件、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手
鍛工品(鉄):鍛工品(自動車用、産業機械器具用等)
直管(普通・強じん鋳鉄)、異形管(普通・強じん鋳鉄)

(対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業
2731 鉄鋼製造業
2891 金属の鋳造、プレス、打ち抜き及び圧延成

列コード	行コード	部門名称
	2649	その他の鉄鋼製品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」、2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット
(対応するISIC) 2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2711	非鉄金属製錬・精製

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製錬・精製業」、712「鉛第1次製錬・精製業」、2713「亜鉛第1次製錬・精製業」、2721「鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)」及び2722「亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む)」、2716「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)」、2714「貴金属第1次製錬・精製業」、2715「ニッケル第1次製錬・精製業」、2717「チタン第1次製錬・精製業」、2718「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」、2719「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金、アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金、金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

(対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
	2712	非鉄金属屑

(定義・範囲) 本部門は、製造業の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

列コード	行コード	部門名称
	2721	電線・ケーブル

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2741「電線・ケーブル製造業(光ファイバーケーブルを除く)」、2742「光ファイバケーブル(通信複合ケーブルを含む)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル
- (対応するISIC) 3130 絶縁電線・ケーブル製造業

列コード	行コード	部門名称
	2722	その他の非鉄金属製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」、2733「アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)」、小分類275「非鉄金属素形材製造業」、細分類2791「核燃料製造業」2732「鉛・同合金圧延業(押出しを含む)」、2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品、アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム形材、アルミニウム線、アルミニウムはく、銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品(アルミニウム)、鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉
- (対応するISIC) 2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業
2732 非鉄金属鋳造業
2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

列コード	行コード	部門名称
	2811	建設用金属製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご
- (対応するISIC) 2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2812	建築用金属製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品
- (対応するISIC) 2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	2891	ガス・石油機器及び暖房機器

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器
- (対応するISIC) 2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
	2899	その他の金属製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2982「金属製スプリング製造業」、小分類281「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」、2822「機械刃物製造業」、2823「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2824「作業工具製造業(やすりを除く)」、2825「やすり製造業」、2826「手引きのこぎり・のこ刃製造業」、2827「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2831「配管工事用付属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2853「粉末や金属製造業」、2821「洋食器製造業」、2829「その他の金物類製造業」、2851「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2852「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金プレス製品を除く)」、小分類286「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、287「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ドラム缶、18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高压容

器(ボンベ)
配管工事付属品:金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、配水管、止め栓
粉末や金製品:機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ
刃物及び道具類:機械刃物、利器工匠具・手道具(包丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(手引きのこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等)、農機具(すき、くわ、かま等)、農機具部分品
金属プレス製品:アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等)
金属線製品:くぎ、金属製金網、PC鋼より線、鋼索、電気溶接棒
 その他の金属製品(除別掲):金属洋食器、金物(かぎ、錠、建築用金物、架線金物等)、

金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン、ガasket、金属板ネームプレート、金属製押しチューブ、金庫の部分品・取付具・付属品

- (対応するISIC) 2812 金属製タンク、貯槽及び容器製造業
 2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業
 2892 金属の処理・塗装業;料金制または契約制による一般機械エンジニアリング業
 2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業
 2899 他に分類されないその他の金属製品製造業
 2919 その他の一般機械製造業

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造工業

列コード	行コード	部門名称
	3011	原動機・ボイラ

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」、2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」、2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・付属品、蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・付属品、はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC) 2813 蒸気発生装置製造業(セントラル・ヒーティング温水ボイラーを除く)
 2911 エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)

列コード	行コード	部門名称
	3012	運搬機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC) 2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業

列コード	行コード	部門名称
	3013	冷凍機・温湿調整装置

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2983「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラー、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機(民生用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3019	その他の一般産業機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」、2944「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」、2975「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、2976「工業窯炉製造業」、

2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単弾式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・付属品、特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金業を除く)、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品、変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン、工業窯炉、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、個装・内装機械、外装・荷造機械、その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業
2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
2913 軸受、ギヤ及び伝導・駆動装置製造業
2914 かま、炉及び炉バーナ製造業
2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3021	建設・鉱山機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類293「建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、装輪式トラクタ、装軌式トラクタ、建設・鉱山機械の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2924 鉱業、採石業及び建設業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3022	化学機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 熱交換器(分縮機、熱換器を含む)、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸着機器、見出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形、その他)、化学機械の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3023	産業用ロボット

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、産業用ロボットの部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業
2922 工作機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3024	金属加工・工作機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・付属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・付属品、細分類2942「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2943「金属工作機械用・金属工作機械用部分品・付属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・付属品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上げ機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・付属品、圧延機械、精整仕上げ装置、バンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2922 工作機械製造業
2923 冶金用機械製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3029	その他の特殊産業用機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類292「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」、295「繊維機械製造業」、細分類2961「食料品加工機械製造業」、2967「半導体製造装置製造業」、2967「半導体製造装置製造業」、2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同附属装置製造業及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・付属品、化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、繊維機械の部分品・取付具・付属品、穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食料品加工機械の部分品・取付具・付属品、ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・付属品、製材・木工・合板機械・製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打ち機械等)、合板機械(ベニヤレース、プレス、スライサ等)、製材・木工・合板機械の部分品・取付具・付属品、パルプ装置・製紙機械:パルプ製造機械・同装置(割木機、碎木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・付属品、印刷・製本・紙工機械:印刷機械(とっ版印刷機械、平板印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙縮機、折紙機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鋳造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・付属品、鋳造装置:ダイカストマシン、その他の鋳造装置(造型機、型込機、中子製型機、特殊型造型機等)、鋳型・鋳型定盤(製鉄、鉄鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・付属品、プラスチック加工機械:射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・付属品、ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の特殊産業用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他の特殊産業用機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC) 2921 農業及び林業用機械製造業
2925 食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業
2926 繊維、衣服及び皮革製造機械製造業
2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3031	その他の一般機械器具及び部品

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」、2994「玉軸受・ころ軸受製造業」、2982「毛糸手編機械製造業」、2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属装置製造業」、2993「パイプ加工・パイプ付属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・付属品、玉軸受、ころ軸受、軸受けユニット、ベアリングの部分品、毛糸手編機械、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・付属品、パバルブ・コックの付属品、他に分類されない各種機械部分品

(対応するISIC) 2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
2913 軸受、ギヤ及び伝導・駆動装置製造業
2919 その他の一般機械製造業
2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3111	事務用機械

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機、2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・付属品、計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレ

コーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機 (B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3112	サービス用機器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機:食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・付属品
娯楽用機器:パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカーップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・付属品
その他のサービス用機器:業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3211	民生用電子機器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」、3043「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具、ラジオ受信機、カラーテレビ受信機(液晶式を除く)、液晶テレビジョン受信機、ビデオテープレコーダ、ビデオディスクプレーヤ、ビデオカメラ(放送用を除く)、デジタルカメラ、ビデオ機器の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声または画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3212	民生用電気機器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類302「民生用電気機械器具製造業」のうち、民生用エアコンディショナ、302「民生用電気機械器具製造業」のうち、民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・付属品、電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、換気扇、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、理容用電気器具、電気温水洗浄便座、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部 門 名 称
	3311	電子計算機・同付属装置

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類305「電子計算機・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デスクトップ型コンピュータ、ノートブック型コンピュータ、ラップトップ型コンピュータ、汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、ミニコンピュータ、ワークステーション、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品、磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置、印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリンタ等)、表示装置(ディスプレイ装置、作図装置)、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・付属品

(対応する ISIC) 3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3321	通信機械

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」、3042「無線通信機械器具製造業」、3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置、携帯電話機、簡易型携帯電話(PHS)、自動車電話、ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話(PHS)を除く)、携帯用無線通信装置、無線応用装置(カーナビゲーションシステムを含む)、その他の無線通信装置、交通信号保安装置(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業
3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
	3331	電子応用装置

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、3063「医療用電子応用装置製造業」、3069「その他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 医療用X線装置、産業用X線装置、医療電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、電子顕微鏡、カイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声または画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業
3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
	3332	電気計測器

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)
3313 生産工程制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
	3341	半導体素子・集積回路

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」、3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、光電変換素子、発光ダイオード、バイポーラ型IC、モス型IC、流線回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出分)
- (対応するISIC) 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
	3359	電子部品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」、3084「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、3089「その他の電子部品製造業」のうち、液晶素子、3093「磁気テープ・磁気ディスク製造業」、3085「音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業」、3086「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、3087「スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業」、3088「プリント回路製造業」及び3089「その他の電子部品製造業」(うち液晶素子を除く)の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管、アクティブ型(TFT型)、パッシブ型、磁気テープ(生のもの)(録音用・録画・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク)、抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、変成器、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、コネクタ、スイッチ、リレー、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、プリント配線板、

- (対応するISIC) プリント回路板、磁性材部品(粉末や金によるもの)
 3190 他に分類されないその他の電機器製造業
 3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業
 3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声または画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
	3411	重電機器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」、3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」、3012「変成器類製造業(電子機器用を除く)」、3015「電気溶接製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機(同期発電機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステッピングモーター等)、その他の発電機(直流電動機、水車発電機、電動発電機等)、回転電気機械の部分品・取付具・付属品、配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品、標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変成器類の部分品・取付具・付属品、アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・付属品

- (対応するISIC) 2922 工作機械製造業
 3110 電動機、発電機及び変成器製造業
 3120 配電・制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
	3421	その他の電気機器

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」、3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池(乾電池、湿電池)製造業」、3031「電球製造業」、3014「配線器具・配線付属品製造業」、3016「内燃機関電装品製造業」、3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品、筒型マンガン乾電池、積層マンガン乾電池、リチウムイオン電気、アルカリマンガン乾電池、鉛蓄電池、アルカリ乾電池、電池の部分品・取付具・付属品、一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、パネルボード、小型配線箱、ヒューズ、配線付属品、充電電動機、始動電動機、磁石発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・付属品、導入線、シリコンウェハ(表面研磨したもの)、電球口金、電球・電子用タンングステン、永久磁石、電気接点、太陽電池

(注意点) 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。
 平成7年表において、「その他の軽電機器」から「その他の電気機械器具」に名称を変更。

- 3120 配電・制御装置製造業
 3140 乾電池及び1次電池製造業
 3150 電球及び電気照明器具製造業
 (対応するISIC) 3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
	3511	乗用車

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、乗用車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽自動車
 小型乗用車
 普通乗用車

(注意点) シャーシのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。

- (対応するISIC) 3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
	3521	トラック・バス・その他の自動車

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、乗用車、二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、普通トラック(ガソリン車、ディーゼル車)、けん引車、特別用途車
- (注意点) シャーシのみのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。
- (対応するISIC) 3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
	3531	二輪自動車

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業(二輪自動車を含む)」のうち、二輪自動車の生産活動を範囲とする。
- (注意点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付きのもの及びKD車両(未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%以上のもの)は本部門に含める。
- (対応するISIC) 3410 自動車製造業
3591 オートバイ製造業

列コード	行コード	部門名称
	3541	自動車部品・同付属品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」、3113「自動車部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) トレーラ、乗用車ボデー、小型・大型バスボデー、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特殊用途車ボデー、自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・付属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)、駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャーシ部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)
- (注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。
- (対応するISIC) 3420 自動車車体製造(設計)業、トレーラ及びセミトレーラ製造業
3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業

列コード	行コード	部門名称
	3611	船舶・同修理

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうち鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」、3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3114「船艇製造・修理業」、3145「船用機関製造業」、3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車運送船、油送船、漁船等の鋼船、木造船舶、木製船艇、プラスチック製船艇、金属製船艇、船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・付属品
- (注意点) 1. 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。
2. 鋼船の改造は本部門に含める。
3. 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。
4. 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。
- (対応するISIC) 2911 エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く)
3511 船舶製造・修理業
3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
	3621	鉄道車両・同修理

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類312「鉄道車両・同部品製造業」のうち製造及び改造、細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。
- (品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品
- (注意点) 1. 鉄道業の行う製造または改造は本部門に含める。
2. 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
- (対応するISIC) 3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業

列コード	行コード	部門名称
	3622	航空機・同修理

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「航空機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・付属装置、発動機(ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等)その他の航空機部分品・補助装置(プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保冷装置等)
- (注意点) 空港等で行われる航空機整備も本部門に含まれる。
- (対応するISIC) 3530 航空機及び宇宙船製造業

列コード	行コード	部門名称
	3629	その他の輸送機械

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類313「自転車・部分品製造業」、319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 完成自転車(軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、車いす、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・付属品
産業用運搬車両: 構内運搬車(蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車)、フォークリフトトラック、ショベルトラック、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・付属品
その他の輸送機械(除別掲): 飛しょう体(ロケット、人工衛星、宇宙船)、飛しょう体の部分品・付属品、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業
3530 航空機及び宇宙船製造業
3592 自転車及び車椅子製造業
3599 他に分類されないその他の輸送用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
	3711	その他の光学機械

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」、3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3253「映画用機械・同附属品製造業」、3254「光学機械用レンズ・ぶりずむ製造業」及び小分類326「眼鏡製造業(枠を含む)」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 35ミリカメラ(フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシヤッタ式、ハーフサイズカメラ)、35ミリ以外のカメラ(二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥、リーダ、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・付属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シヤッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、その他の光学機械の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 3320 光学機器及び写真機器製造業

列コード	行コード	部門名称
	3712	時計

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんまい時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字版、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側
- (対応するISIC) 3330 時計製造業

列コード	行コード	部門名称
	3719	その他の精密機械

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」、321「計量器・測定器・分析機器・試験器製造業」及び322「測量機械器具製造業」、323「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) 研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・付属品、一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折時計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・付属品、医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯材材料、医療用機械器具の部分品・取付具・付属品
- (対応するISIC) 3311 内科用・外科用機器及び整形外科用器具製造業
3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
	3911	玩具・運動用品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)」、3432「人形製造業」及び3433「児童乗物製造業」、3434「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入ビニールがん具、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・付属品、野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同付属品、ぶんらこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハングライダー、運動用品の部分品・付属品
- (注意点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含まれる。
- (対応するISIC) 3693 スポーツ用品製造業
3694 ゲーム及び玩具製造業

列コード	行コード	部門名称
	3919	その他の製造工業製品

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類342「楽器製造業」、細分類3496「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」、小分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」、341「貴金属製品製造業(宝石加工を含む)」、345「装身具・装飾品・ボタン・関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。なお、財務省の造幣局特別会計の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。
- 細分類3472「量製造業」及び3471「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」、中分類33「武器製造業」、小分類346「漆器製造業」、細分類3473「うちわ、扇子、ちょうちん製造業」、3474「ほうき・ブラシ製造業」、3475「傘・同部分品製造業」、3476「マッチ製造業」、3477「喫煙用具製造業(貴金属、宝石製を除く)」、3478「魔法瓶製造業」、3491「煙火製造業」、3492「看板・標識機製造業」、3493「パレット製造業」、3494「モデル・模型製(紙製を除く)」、3495「工業用模型製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。
- (品目例示) ピアノ、電子ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザ、電子キーボード)、オルガン、電子オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザ、楽器の部分品・取付具・付属品、オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲーム用カセット、プリペイドカード、コンピュータソフトフロッピーディスク、万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務

用・工業用のり、ステーブラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・付属品、首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもし、勲章、身辺細貨品の部分品・付属品、畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子、銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・付属品、武器修理、漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工業用模型(木製を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット

- (注意点) 住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品
ゲーム用ソフトについては、全額ソフトウェア業の生産活動とし、ここでは情報記録物の生産に伴う加工賃のみを計上した。
- (対応するISIC) 2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業
2213 記録媒体出版業
2230 記録媒体複製業
2927 武器及び弾薬製造業
3691 宝石及び同関連製品製造業
3692 楽器製造業
3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3921		再生資源回収・加工処理

- (定義・範囲) 社会経済活動の中で、不要となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。
また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、平成12年表では鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取り扱うものとする。
- (品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、獣毛の毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳滓、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醬油搾りかす、コーヒーかす、硫酸、珪酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等
- (平成7年表からの変更点) 再生資源への対応と共に、マイナス投入方式による輸入係数の不安定性の回避のため、再生資源回収・加工処理部門を新設する。
なお、再生資源回収・加工処理部門の新設により、従来の表と比較すると、屑・副産物の発生分を県内生産額に計上することとなり、その分だけ県内生産額が増大する。
- (注意点) 「6111 卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門で取り扱う。
なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。
- (対応するISIC) 3710 金属廃棄物・くず再生業
3720 非金属廃棄物・くず再生業

9 建設

列コード	行コード	部門名称
4111		住宅建築

- (定義・範囲) 主要構造部(建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。)が木造及び非木造の建築物(建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。)のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物(うち居住の用に供せられる部分)の新築・増築・改築工事を範囲とする。
- (品目例示) 専用住宅(木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(木造)、専用住宅(非木造)、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分(非木造)
- (注意点) 1. **「新築」**: 既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。
「増築」: 既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。
「改築」: 建築物の全部または一部を除却し、またはこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。

う。

2. 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造):主要構造部(建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。)が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造(RC造)」:主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄鋼造(S造)」:主要な骨組みが鉄骨造またはその他の金属で造られたもの(鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。)

「コンクリートブロック造(CB造)」:鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの(外壁ブロック等も含む。)

「その他」:石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

(対応するISIC) 4510 用地整備業
4520 建築物の全部または一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部 門 名 称
	4112	非住宅建築

(定義・範囲) 木造及び非木造の建築物のうち、「4111 住宅建築」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

(品目例示) 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

(対応するISIC) 4510 用地整備業
4520 建築物の全部または一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部 門 名 称
	4121	建設補修

(定義・範囲) 1. 建築物(住宅及び非住宅)及び土木建設物(鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
2. ただし、1)本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2)公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3)鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注意点) 住宅についての建設補修の生産額は、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

(対応するISIC) 4510 用地整備業
4520 建築物の全部または一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部 門 名 称
	4131	公共事業

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

1. 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
2. 日本道路公団、地方公共団体等の行う有料道路事業など
3. 河川:国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに水資源開発公団の行う事業。
4. 都市計画:国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設
5. 港湾・漁港:国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
6. 空港:国及び地方公共団体の行う空港事業
7. 災害復旧:国及び地方公共団体の行う上記1. から4. まで並びに「4131-01 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
8. 農業土木:国、地方公共団体、土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業並びに緑資源公団の行う事業。
9. 林道:国及び地方公共団体の行う林道事業並びに緑資源公団の行う事業。
10. 治山:国及び地方公共団体の行う治山事業。

11. 災害復旧:国及び地方公共団体の行う上記1. から3. までの各施設の災害復旧事業。
 (品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理、河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧、土地改良、林道、治山、災害復旧
 (注意点) 1. 小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱となっている。)。
 2. 上記2. の都市計画の下水道については、事業の性格上、公共事業として扱うべきであるので、昭和50年表から本部門へ入れて部門の名称変更を行った。
- (対応するISIC) 0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)
 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部または一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部 門 名 称
	4132	その他の土木建設

- (定義・範囲) JR、日本鉄道建設公団、公営鉄道、私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。電力株式会社、電源開発株式会社及び地方公営企業の行う電気事業並びにその他の電気事業者の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可(500kw以上)を受けているものだけが本部門に含まれる。電気通信事業者及び放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお、本部門には、取替補修工事も含める。他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。
 1. 上・工業用水道:地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事。
 2. 土地造成:都市基盤整備公団、地域振興整備公団、地方公共団体及び民間の行う土地造成工事。
 3. その他の土木:地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他の上記以外の民間土木建設。

- (品目例示) 鉄道軌道に関する構築物、発・送・配電施設に関する構築物、電気通信線路施設に関する構築物、上・工業用水道に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク、駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など。

- (対応するISIC) 4510 用地整備業
 4520 建築物の全部または一部工事業、土木工事業
 4530 建築設備設置工事業
 4540 建築物仕上げ業

10 電気・ガス・水道

列コード	行コード	部 門 名 称
	5111	電力

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類35「電気業」の活動を範囲とする。
 (注意点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。
 (対応するISIC) 4010 電気生産・収集・配給業

列コード	行コード	部 門 名 称
	5121	都市ガス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類36「ガス業」の生産活動を範囲とする。
 (対応するISIC) 4020 ガス製造業:導管による

列コード	行コード	部 門 名 称
	5122	熱供給業

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類37「熱供給業」の活動を範囲とする。
(対応するISIC) 4030 蒸気及び温水供給業

列コード	行コード	部 門 名 称
	5211	水道

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「上水道業」のうち、船舶給水業を除く活動と、382「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が工業用水の供給を行う活動、383「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水道処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動
(注意点) 1. 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
2. 船舶給水業については、「7189 その他の運輸附帯サービス」に含める。
3. 汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。
したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された配水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は「5212 廃棄物処理」に含まれる。

(対応するISIC) 4100 水収集・浄化・供給業
9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部 門 名 称
	5212	廃棄物処理

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」の活動を範囲とする。
(品目例示) し尿収集・処理、ゴミ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動
(対応するISIC) 9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

11 商業、金融・保険、不動産

列コード	行コード	部 門 名 称
	6111	卸売

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類48～53の「卸売業」の活動を範囲とし、その生産額は、卸売マージン額である。
なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計、アルコール専売事業特別会計、蚕糸砂糖類価格安定事業団、畜産振興事業団及び及び日本体育・学校健康センター、地方政府の市場事業の活動を範囲に含む。

(注意点) 平成12年表から「再生資源・回収・加工処理」の部門を新設したため、再生資源卸売業の活動は本部門に含まない。

(対応するISIC) 5010 自動車販売業
5030 自動車部品、付属品販売業
5110 手数料または契約制による卸売業
5121 農産品原料及び生き物卸売業
5122 食料品、飲料及びたばこ卸売業
5131 織物、衣料及び履物卸売業
5139 その他の家庭用品卸売業
5141 固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
5142 金属及び金属鉱石卸売業
5143 建設材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業
5149 その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業
5150 機械器具卸売業
5190 その他の卸売業

列コード	行コード	部 門 名 称
	6112	小売

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類54～59「小売業」の活動を範囲とし、その生産額は、小売りマージン額である。
 なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並び構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずそれぞれの製造業部門に含める。
- (注意点) 製造小売の例:男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売
- (対応するISIC) 5010 自動車販売業
 5030 自動車部品、付属品販売業
 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
 5211 食料品、飲料またはたばこが主な非専門店の小売業
 5219 その他の非専門店小売業
 5220 食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業
 5231 医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業
 5232 織物、衣料、履物及び革製品小売業
 5233 家庭用具・用品・機器小売業
 5234 金物類、塗料及びガラス小売業
 5239 専門店によるその他の小売業
 5240 店舗による中古品小売業
 5251 通信販売による小売業
 5252 露店及び市場による小売業
 5259 その他の無店舗小売業

列コード	行コード	部 門 名 称
	6211	金融

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類62「銀行・信託」、63「中小企業等金融業(政府関係金融機関を除く)」、64「農林水産金融業(政府関係金融機関を除く)」、65「政府関係金融機関(別掲を除く)」から日本私学振興財団、石油公団の石油備蓄事業を除いたもの、66「貸金業、投資業等非預金信用機関(政府関係金融機関を除く)」から662「質屋」を除いたもの、67「補助的金融業、金融附帯業」及び68「証券業、商品先物取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。
- (品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む)、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、国際協力銀行、日本政策投資銀行、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合(信用事業)、農林漁業金融公庫、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫(資金貸付)、住宅金融専門会社、石油公団(融資事業)、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団(融資事業)、農林漁業信用基金、漁業共済基金、運輸施設整備事業団、産業基盤整備基金、短資会社、農業共済基金、証券金融会社、中小企業信用保険公庫、全国信用保証基金、生物系特定産業技術研究推進機構、証券会社
- (平成7年表からの変更点) 公的金融において、特殊法人の整理合理化に伴い、日本開発銀行・海外経済協力基金は国際協力銀行に、日本開発銀行・北海道東北開発公庫は日本政策投資銀行に、国民金融公庫・環境衛生金融公庫は国民生活金融公庫に、鉄道整備基金は運輸施設整備事業団に統合された。
- (注意点) 1. 公的金融とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金融通の4特別会計と日本政策投資銀行及び国際協力銀行の2銀行、国民生活金融公庫をはじめとする7公庫並びに、運輸施設整備事業団、農業共済基金、農林漁業信用基金、農業基盤整備基金、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団(貸付事業)、石油公団(融資事業)、生物系特定産業技術研究推進機構である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。
 2. 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず、「6212 保険」に含める。
 3. 公益質屋事業は、以前は政府金融機関となっているが、本来福祉サービスを提供するとみられることから、昭和50年表以降は「8111 公務(中央)」または「8112 公務(地方)」に含めている。
 4. 宝くじ売りさばき業は、「8611 娯楽サービス」に含める。
 5. 昭和50年表以降、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの所得支出勘定及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするため

である。
 6. 石油公団については、融資事業を、年金福祉事業団は貸付事業を本部門に含める。
 7. 定義上「金融」に含まれているノンバンクについては、平成2年表までは適当な推計資料、推計方法がないため推計を行っていなかったが、平成7年表以降については、経済の実態に対応させるために推計を行う。

- (対応するISIC) 6511 中央銀行
 6519 その他の預金取扱機関
 6592 その他の信用供与機関
 6599 他に分類されないその他の金融仲介業
 6711 金融市場管理業
 6712 証券取引業
 6719 他に分類されない補助的金融仲介業

列コード	行コード	部 門 名 称
	6212	保険

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類691「生命保険業」及び細分類6941「生命保険媒介業」並びに生命保険のための小分類693「共済事業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」、692「損害保険業」、細分類6942「損害保険代理業」、6951「保険利率算出団体」及び6952「損害査定業」並びに損害保険のための小分類693「共済事業」、細分類6943「共済事業媒介代理業」及び6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、簡易保険、郵便年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済(生命保険共済等)の再共済、再々共済、生命保険相談所、火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険(自賠責、任意)、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農業共済(火災共済、自動車共済等)、農協共済(火災共済、自動車共済等)の再共済・再々共済

(注意点) 1. 住宅金融公庫(団体信用生命保険)を本部門に含める。
 2. 簡易生命保険特別会計及び住宅金融公庫(団体信用生命保険)は本部門に含め、居住者である在日外国生命保険会社(支店)も本部門に含める。
 3. 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門に帰属利子の行を設けることを検討したが、68SNA解釈上設けないことになった。
 3. 農林漁業信用基金を本部門に含める。
 4. 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫(住宅融資保険)、中小企業総合事業団、農林漁業信用基金を含めるほか、在日外国損害保険会社を含める。

- (対応するISIC) 6601 生命保険業
 6603 損害保険業
 6720 補助的保険・年金基金業

列コード	行コード	部 門 名 称
	6411	不動産仲介及び賃貸

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類701「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動、702「不動産代理業・仲介業」及び713「不動産管理業」の活動、711「不動産賃貸業(貸家業、貸間業を除く)」のうち、細分類7112「土地賃貸業」を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料、不動産賃貸料(貸店舗(店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ)、貸ビル、貸倉庫等)

(注意点) 1. 建売業における建設活動は、本部門に含めず、建設部門に含める。
 2. 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみが生産額に計上され、土地造成等に要する費用は建設部門に含める。
 3. 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は「6421 住宅賃貸料」に含める。

- (対応するISIC) 7010 自己所有資産またはリース資産の不動産業
 7020 料金または契約制による不動産業

列コード	行コード	部 門 名 称
	6421	住宅賃貸料

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。
 (平成7年表からの変更点) 平成7年表の列・行部門「6421 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421 住宅賃貸料」、「6422 住宅賃貸料(帰属家賃)」に分割する。
 (対応するISIC) 7010 自己所有資産またはリース資産の不動産業

7020 料金または契約制による不動産業

列コード	行コード	部 門 名 称
6422		住宅賃貸料(帰属家賃)

(定義・範囲) 持家の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の賃貸賃料に相当するものとする。

(平成7年表からの変更点) 平成7年表の列・行部門「6421 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421 住宅賃貸料」、「6422 住宅賃貸料(帰属家賃)」に分割する。

12 運輸

列コード	行コード	部 門 名 称
7111		鉄道旅客輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち、鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道(普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車)の旅客輸送

(注意点) 1. 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は本部門の生産額には含めない。
2. 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

(対応するISIC) 6010 鉄道輸送業
6021 その他の定期旅客陸上輸送業

列コード	行コード	部 門 名 称
7112		鉄道貨物輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(対応するISIC) 6010 鉄道輸送業

列コード	行コード	部 門 名 称
7121		道路旅客輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類40「道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送、ハイヤー・タクシー業、旅客軽車両運送業による旅客輸送

(対応するISIC) 6021 その他の定期旅客陸上輸送業
6022 その他の不定期旅客陸上輸送業

列コード	行コード	部 門 名 称
7122		道路貨物輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類41「道路貨物運送業」のうち小分類414「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業(一般貨物、特別積合せ貨物、特定貨物)、貨物軽車両等運送業の貨物輸送

(対応するISIC) 6023 道路貨物運送業

列コード	行コード	部 門 名 称
7141		外洋輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「外航海運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注意点) 1. 日本標準産業分類の細分類4241「船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」または「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランス

からこれを計上し、そのうち、輸入(用船料支払)分は、自部門の交点に計上するものとする。
 以上については、他の輸送機関(「7122 道路貨物輸送」、「7142 沿海・内水面輸送」、「7151 航空輸送」、「7161 貨物運送取扱」等)における事業者間の用船(用車、用機)についても同様の扱いとする。
 2. 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応する ISIC) 6110 海上・沿海水上運送業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7142	沿海・内水面輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類422「沿海海運業」及び423「内陸水運業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 沿海旅客運輸業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物運輸業の貨物輸送、港湾旅客運輸業の旅客輸送、河川水運業、湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(注意点) 日本標準産業分類の細分類4242「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応する ISIC) 6110 海上・沿海水上運送業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7143	港湾運送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類452「港湾運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業(はしけ及びいかだのえい航を含む。)、沿海荷役業及びいかだ運送業の荷役

(対応する ISIC) 6301 貨物取扱業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7151	航空輸送

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類43「航空運送業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(注意点) 利用航空運送業の行う活動は、本部門に含めず、「7161 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応する ISIC) 6210 定期航空運送業
 6220 不定期航空運送業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7161	貨物運送取扱

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「集配利用運送業」及び453「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 第一種利用運送業、第二種利用運送業、運送取扱業

(注意点) 本部門の生産額は、他部門との貨物運賃との重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払運賃・料金を控除したものとする。

(対応する ISIC) 6023 道路貨物運送業
 6301 貨物取扱業
 6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7171	倉庫

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類44「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。
 (品目例示) 官運倉庫業(野積倉庫、ソイロ倉庫、フック倉庫、ドノンソル¹⁾を占む。)、印殿倉庫業

水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

(対応する ISIC) 6302 貯蔵・倉庫業務

列コード	行コード	部 門 名 称
	7181	こん包

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類456「こん包業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業
(注意点) 自家こん包業については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。
(対応するISIC) 6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7189	その他の運輸付帯サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類457「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び中分類73「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に放置される駐車場を除いた活動、細分類4575「栈橋泊きよ業」、4574「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役栈橋設備等の港湾関係分、小分類381「上水道業」のうち船舶給水業及び459「その他の運輸に付帯するサービス業」、細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う空港(第一種、第二種及び第三種)の管理活動及び、小分類451「旅行業」、454「運送代理店」、455「運輸あっせん業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場、港湾・漁港の管理、水路情報の提供、水先、検数、検量、鑑定、空港管理、航空交通管制、航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供、旅行業、運送代理店、運輸あっせん業等の取扱
(注意点) 1. レンタカー及びリースカーは「8514 貸自動車業」に含める。
2. 自動車の保管を目的とする月極駐車場等については土地の賃借とみなし、「6411 不動産仲介及び賃貸」に計上する。
3. 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「8112 公務(地方)」の範囲とする。
4. 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
5. 埠頭公社等が港湾区域内で行う一般施設の管理活動も本部門の範囲とする。
6. とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長または運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門が本部門を投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。同様に、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが輸入のみである。
7. 輸入(外国の航空施設利用に係る支払)は「7189 その他の運輸付帯サービス」に計上する。
8. 輸入(外国の航空施設利用に係る支払)はすべて本部門に計上する。
9. 空港ターミナルビル等は「6411 不動産仲介及び賃貸」に、空港外にわたる送迎バスは「7121 道路旅客輸送」に、給油(燃料販売)は「商業」に、航空機整備は「3622 航空機・同修理」にそれぞれ含める。
(対応するISIC) 4100 水収集・浄化・供給業
6303 その他の運輸に付帯するサービス業
6304 旅行代理店、旅行オペレータ・他に分類されない旅行者支援活動

13 通信・放送

列コード	行コード	部 門 名 称
	7311	郵便

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「郵便業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。
(品目例示) 通常郵便物、小包郵便物
(対応するISIC) 6411 国営郵便業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7312	電気通信

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業(有線放送電話業を除く)」、小分類472「国際電気通信業」の活動を範囲とする。

- (品目例示) 電話、電信、電報、専用等、携帯電話、PHS、無線呼び出し、空港無線電話等、インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、サーバ・ホスティングサービス等
- (注意点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。
- (対応するISIC) 6420 通信業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7319	その他の通信サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類462「郵便受託業」、473「有線放送電話業」及び474「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 有線放送電話、移動無線、漁業無線、移動電気通信の受託業務、郵便切手類販売所(手数料)、電話加入権取引業(賃貸を含む)
- (注意点) 電話加入権取引業は、日本標準産業分類の改訂(平成5年10月)に伴い、平成7年表において追加。
- (対応するISIC) 6420 通信業

列コード	行コード	部 門 名 称
	7321	放送

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「公共放送業(有線放送業を除く)」、812「民間放送業(有線放送業を除く)」、813「有線放送業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送、主として広告料収入または有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送
- (注意点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。
- (対応するISIC) 6420 通信業
9213 ラジオ・テレビジョン放送業

14 公務

列コード	行コード	部 門 名 称
	8111	公務(中央)

- (定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。
- (注意点) 自衛隊の活動も本活動に含まれる。
- (対応するISIC) 7511 一般(全体)公務

列コード	行コード	部 門 名 称
	8112	公務(地方)

- (定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団及び特別地方公共団のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。
- (対応するISIC) 7511 一般(全体)公務

列コード	行コード	部 門 名 称
	8211	学校教育

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、917「専修学校、各種学校」の活動を範囲とする。なお、放送大学学園の活動を含む。
- (品目例示) 小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校
- (注意点) 学校に附属する図書館は本部門に含むが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類する。
- (対応するISIC) 8010 初等教育
8021 一般中等教育
8022 専門・職業中等教育

8030 高等教育
8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部 門 名 称
	8213	社会教育

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類918「社会教育」、細分類9191「職員訓練施設」及び9192「職業訓練施設」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設(青年の家、少年自然の家等)、社会通信教育、婦人教育会館等、航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防学校、職業能力開発校、航海訓練所等、歯科衛生士養成所(専修学校、各種学校でないもの)、日本電信電話(株)研修センター、料理学校(専修学校、各種学校でないもの)、洋裁学校(専修学校、各種学校でないもの)、自動車教習所(専修学校、各種学校でないもの)等
- (対応するISIC) 8090 成人及びその他の教育
9231 図書館及び公文書館サービス業
9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
9233 植物園・動物園及び自然保護活動

列コード	行コード	部 門 名 称
	8221	学術研究機関

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」、922「人文科学研究所」の活動を範囲とする。
- (品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所、国立教育(政策)研究所、国立国語研究所、社会保障研究所、人口問題研究所、郵政研究所等、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所、東洋文化研究所、日本放送協会放送文化研究所等、人文科学研究所、社会科学研究所等
- (対応するISIC) 7310 自然科学研究・開発業
7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部 門 名 称
	8222	企業内研究開発

- (定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既知の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。
なお、企業が製品(商品)の生産・工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。
- (品目例示) 1. 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。
2. 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記1.の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動。
- (注意点) 科学技術研究調査(指定統計第61号)の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

16 医療・保健・社会保障・介護

列コード	行コード	部 門 名 称
	8311	医療

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」。介護保険によるサービスは「8314 介護」に含まれる。
- (品目例示) 病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術業、看護業、歯科技工士、アイバンク、衛生検査所
- (平成7年表からの変更点) 1. 介護保険適用の居宅サービスは、「8314 介護」に含まれる。
2. 介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314 介護」に含まれる。
- (注意点) 1. 社会保険事業団体(国公立)の範囲については「8313 社会保障」を参照。
2. 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を「政府サービス生産者」から「産業」に変更し、生産額を経費の積み上げから医療収入に変更した。また、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた

- 政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。
- (対応するISIC) 8511 病院事業
8512 医療業及び歯科医療業
8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部 門 名 称
	8312	保健

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「保健所」、892「健康相談施設」、893「検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)」及び899「その他の保健衛生」による活動を範囲とする。
- (品目例示) 保健所、健康相談施設、検疫所(動、植物を除く)、検査業(寄生虫卵、水質)、健康相談施設、検査業(寄生虫卵、水質)、消毒業(物品、電話機)
- (対応するISIC) 7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制

列コード	行コード	部 門 名 称
	8313	社会保障

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「社会保険事業団体」、902「福祉事務所」、903「児童福祉事業」、904「老人福祉事業」、905「知的障害・身体障害者福祉事業」、906「更生保護事業」及び909「その他の社会保険、社会福祉」、の活動を範囲とする。
- (品目例示) 厚生年金、国民年金、国民健康保険(市町村)、政府管掌健康保険、船員保険、介護保険等の社会保険事務、保育所、児童厚生施設(児童遊園、児童館)、児童養護施設、養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター、知的障害者援護施設、身体障害者授産施設
- (平成7年表からの変更点) 1. 介護保険の事務を追加した。
2. 介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護(居宅)」に含まれる。
3. 介護保険適用の施設サービス(介護老人福祉施設)は、「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。
- (注意点) 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設(保養所、宿泊施設等)の活動は、「8613 旅館・その他の宿泊所」に含める。
- (対応するISIC) 7530 強制社会保障事業
8531 宿泊施設のある社会事業
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部 門 名 称
	8314	介護

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」、小分類904「老人福祉事業」及び909「その他の社会保険、社会福祉」のうち、介護保険における居宅・施設サービスの活動を範囲とする。
- (品目例示) 訪問通所サービス、短期入所サービス、居宅介護支援、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等)
- (注意点) 居宅サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援。
- (対応するISIC) 8511 病院事業
8519 その他の保健衛生事業
8531 宿泊施設のある社会事業
8532 宿泊施設のない社会事業

17 サービス業・事務用品

列コード	行コード	部 門 名 称
	8411	その他の公共サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動、93「宗教」、小分類942「労働団体」、943「学術・文化団体」、944「政治団体」、949「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活

動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。を範囲とする。
 なお、日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち、
 購買・販売等の営利目的の活動は販売・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。
 中分類93「宗教」、小分類942「労働団体」、943「学術・文化団体」、944「政治団体」、949
 「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無
 償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含ま
 れる。

- (品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会連合会、宗
 教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文
 化会館
- (平成7年表
 からの変更点) 介護保健制度の導入により、社会福祉法人以外の非営利団体が非営利サービスとして
 行っていた介護サービスの一部がこの保険制度の対象となった。この制度によるサービ
 スは産業として新設される「介護」に含まれることとなったため、この移行部分は本部
 門には含まれない。
- (対応するISIC) 9111 事業・雇用主団体
 9112 職業団体
 9120 労働団体
 9191 宗教団体
 9192 政治団体
 9199 他に分類されないその他の会員制団体

列コード	行コード	部 門 名 称
	8511	広告

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「広告業」の活動を範囲とする。
 なお、広告媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌等)の広告活動も本部門
 の範囲とする。
- (品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告:新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込広告
- (注意点) 平成2年表において、各産業部門の自社広告活動を、各部門における広告関連資材の投入
 として扱い、本部門には含まないこととした。
- (対応するISIC) 7430 広告業

列コード	行コード	部 門 名 称
	8512	調査・情報サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「ソフトウェア業」、822「情報処理・提供サービス業」、823「
 ニュース供給業」及び824「興信所」の活動を範囲とする。
- (品目例示) ソフトウェア業:受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソ
 フトウェア
情報処理・提供サービス業:受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、
 パンチ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供
 サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査
 共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設
 備のないもの)、興信所、信用調査所
- (対応するISIC) 7210 ハードウェア・コンサルタント業
 7220 ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業
 7230 データ処理業
 7240 データベース業
 7413 市場調査・世論調査業
 9220 ニュース供給業

列コード	行コード	部 門 名 称
	8513	物品賃貸業(除貸自動車業)

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「各種物品賃貸業」、792「産業用機械器具賃貸業」、793「事
 務用機械器具賃貸業」、795「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び799「その他の物品賃貸業」の
 活動を範囲とする。
- (品目例示) 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業:農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電
 話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金
 属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸

業、自動販売機(コインオペレータ)賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業
 建設機械器具賃貸業:建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業
 電子計算機・同関連機器賃貸業:電気計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業
 事務用機械器具(除電算機等)賃貸業:事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業
 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業:スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モーターボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(注意点) 日本標準産業分類の小分類791「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

(対応するISIC) 4550 建設または解体機械賃貸業(オペレータ付き)
 6591 金融リース業
 7121 農業機械器具賃貸業
 7122 建設・土木機械器具賃貸業
 7123 事務用機械器具賃貸業
 7129 他に分類されないその他の機械器具賃貸業
 7130 他に分類されない個人・家庭用品賃貸業

列コード	行コード	部門名称
	8514	貸自動車業

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類794「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) レンタカー業、自動車リース業
 (対応するISIC) 6591 金融リース業
 7111 陸上輸送機械器具賃貸業

列コード	行コード	部門名称
	8515	自動車修理

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。
 (注意点) 1. 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。
 2. 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311 タイヤ・チューブ」に含める。
 3. 政府の行う自動車検査業務は、「8111 公務(中央)」に含める。
 (対応するISIC) 5020 自動車整備・修理業
 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

列コード	行コード	部門名称
	8516	機械修理

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「機械修理業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 一般機械修理、建設機械・鉱山機械修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理
 (対応するISIC) 7520 事務機器、計算機及びコンピュータ保守・管理業

列コード	行コード	部門名称
	8519	その他の対事業所サービス

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」、841「法律事務所、特許事務所」、842「公証人役場、司法書士事務所」及び843「公認会計士事務所、税理士事務所」、細分類8695「労働者派遣業」、845「土木建築サービス業」、小分類846「デザイン業」、849「その他の専門サービス業」、861「速記・筆耕・複写業」、862「商品検査業」、863「計量証明業」、865「民営職業紹介業」、866「警備業」及び869「他に分類されない事業サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) ビルサービス業、ビルメンテナンス業、ビル清掃業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査、速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介

介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

- (注意点)
1. 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。
 2. 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことはできない。
 - (1) 港湾運送業務
 - (2) 建設業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 医療関係の業務
 - (5) 物の製造の業務(派遣先の労働者が産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する際の代替要員として派遣される場合を除く)

- (対応するISIC)
- 7411 法律サービス業
 - 7412 会計、簿記及び監査サービス業; 税務相談業
 - 7414 経営管理コンサルタント業
 - 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
 - 7422 技術試験・分析業
 - 7491 労働者募集・人材供給業
 - 7492 興信・保安サービス業
 - 7493 建物清掃業
 - 7499 他に分類されないその他の事業サービス業

列コード	行コード	部門名称
	8611	娯楽サービス

- (定義・範囲)
- 日本標準産業分類の小分類801「映画・ビデオ制作・配給業」及び802「映画・ビデオサービス業」、761「映画館」、762「劇場、興行場(別掲を除く)」、768「遊戯場」、764「競輪・競馬等の競争場」及び765「競輪・競馬等の競技団」、766「スポーツ施設提供業」及び767「公園、遊園地」、763「興行団」の活動を範囲とし、契約により出演または自ら講演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動、小分類769「その他の娯楽業」及び847「著述家・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。
 なお、本部門には、日本標準産業分類の細分類6829「その他の証券業類似業」のうち、宝くじ売りさばき業を含む。

- (品目例示)
- 映画・ビデオ制作(テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムの制作を含む)、映画配給、映画出演者あつせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ業、映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、ゲームセンター、競輪場、競馬場、モータボート競走場、競輪競技団、競馬競技団、日本小型自動車振興会、スポーツ施設提供業(除別掲)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッチェンテニス練習場、プール、アイススケート場、公園、遊園地、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸妓業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

- (注意点)
1. 録画済みビデオテープの生産活動は、「3919その他の製造工業製品」に含まれる。
 2. 日本標準産業分類の細分類7991「映画・演劇用品賃貸業」は「8513 物品賃貸業(除貸自動車業)」に含まれる。

- (対応するISIC)
- 9212 映写業
 - 9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動
 - 9219 その他の娯楽業
 - 9241 スポーツサービス業
 - 9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
	8612	飲食店

- (定義・範囲)
- 日本標準産業分類の小分類601「食堂、レストラン」、602「そば・うどん店」、603「すし店」及び609「その他の一般飲食店」、604「喫茶店」、中分類61「その他の飲食店」の活動を範囲とする。

- (品目例示)
- 飲食店、喫茶店、フルーツパーラー、料亭、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール

- (注意点)
- 社員食堂のうち、外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

(対応するISIC) 5520 レストラン、バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
	8613	旅館・その他の宿泊所

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館」、752「簡易宿所」、753「下宿業」並びに細分類7591「会社・団体の宿泊所」及び7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。
- (品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、合宿所
- (注意点) 1. 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門には含めず、「6112 小売」に含める。
2. 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舎、会社の独身寮、学生寮の活動は、「6422 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。
- (対応するISIC) 5510 ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設

列コード	行コード	部門名称
	8619	その他の対個人サービス

- (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「洗濯業」及び722「洗張・染物業」、723「理容業」、724「美容業」、725「公衆浴場業」及び726「特殊浴場業」、743「写真業」、746「火葬・墓地管理業」及び747「冠婚葬祭業」、782「家具修理業」、783「かじ業」、784「表具業」及び789「他に分類されない修理業」、848「個人教授所」、小分類015「園芸サービス業」、741「家事サービス業(住み込みでないもの)」、742「家事サービス業(住み込みでないもの)」、744「衣服裁縫修理業」、745「物品預り業」及び749「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。
- (品目例示) クリーニング業、クリーニング取次業、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸モップ業、張物業、しみ抜業、染物業、染物取次業、美容院、髪結業、美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティーサロン、ビューティードック、公衆浴場業、ソープランド、温泉浴場、サウナぶろ、写真撮影業、写真館、商業写真業、写真現像業、焼付業、葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場、家具修理業、かじ業、表具業、時計修理業、履物修理業、楽器修理業、自転車修理業、学習塾(各種学校でないもの)、フィットネスクラブ、そろばん塾、ピアノ教授所、生け花教授所、造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品賃加工業、古綿直し業、結婚相談業、観光案内業(ガイド)
- (注意点) 1. ヘルスセンターは「8611 娯楽サービス」に含める。
2. 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は「7122 道路貨物輸送」に含める。
3. 産業用の機械修理、自動車修理、船舶、鉄道車両、航空機修理は、それぞれの部門に含まれる。
4. 「自転車タイヤ修理業」は、「8515 自動車修理」に含める。
- (対応するISIC) 0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)
5260 個人・家庭用品修理業
8090 成人及びその他の教育
9241 スポーツサービス業
9301 織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)クリーニング・染色業
9302 理容及びその他の美容サービス業
9303 葬儀業及び関連サービス業
9309 他に分類されないその他のサービス業
9500 雇人のいる個人世帯

列コード	行コード	部門名称
	8900	事務用品

- (定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、当部門は仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準産業分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く)。
なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く)、印刷用紙及びはさみは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。
- (品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しゴム、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

列コード	行コード	部 門 名 称
9000		分類不明

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。
 なお、本部門は他の列及び行部門における推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部 門 名 称
9110		家計外消費支出(列)

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の「9110 家計外消費支出(行)」に説明しているので参照のこと。

(注意点) 本部門には、行部門「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の支出に関する財貨・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部 門 名 称
9121		家計消費支出

(定義・範囲) 1. 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対するすべての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

2. 県民経済計算における家計消費支出には、「県内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」(県内概念)と「県内市場及び海外における居住者家計の消費」(県民概念)という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「県民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「9412 (控除)輸入(直接購入)」として、非居住者家計の国内市場における消費を列部門「9212 輸出(直接購入)」として、それぞれ別掲している。この表章形式により以下の利点がある。

(1) 県民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。

(2) 産業連関表全体としての「県内概念」への転換が可能となる。なお、「県内概念」への転換については、「9412 (控除)輸入(直接購入)」、「9212 輸出(直接購入)」を参照のこと。

3. 海外現物贈与(個人が外国から受ける贈与)と海外消費支出(居住者の外国における財及びサービスの消費)については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

4. 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

5. 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

6. 原物給付(通勤手当等)については、家計消費支出に含める。したがって、企業(企業負担部分、社員自己負担部分とも)、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

7. 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

8. 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

(注意点) 医療については、平成2年表までは保険給付等を加算した合計を計上していたが、平成7年表より家計の負担分のみ計上し、他は、「9131一般政府消費支出」に計上する。また、教科書費用についても、平成7年表より「9131一般政府消費支出」に計上する。

列コード	行コード	部 門 名 称
9122		対家計民間非営利団体消費支出

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコスト評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。従って、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

列コード	行コード	部 門 名 称
9131		一般政府消費支出

- (定義・範囲) 中央・地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出と個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央・地方政府自身が負担した費用である。すなわち、中央・地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央・地方政府の集会的・個別的サービスの自己消費額に等しい。
- (平成7年表からの変更点) 1.平成7年表において、本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、新たに計上される社会資本に係る固定資本減耗分とともに「9132 一般政府消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。
2.介護保険給付は、本部門に計上する。
- (注意点) 1.家計消費支出に計上されていた教科用図書の現物給付、医療の保険給付等は、平成7年表より本部門に計上している。
2.医療及び介護の保険給付には健康保険、共済組合等からの給付分を含む。

列コード	行コード	部 門 名 称
9132		一般政府消費支出(社会資本等減耗分)

- (定義・範囲) 中央・地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的・個別的なサービスに係る固定資本減耗分を範囲とする。新たに追加する固定資本の範囲は、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業」である。
- (平成7年表からの変更点) 平成7年表において、「一般政府消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び新たに計上される社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

列コード	行コード	部 門 名 称
9141		県内総固定資本形成(公的)

- (定義・範囲) 1.政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等の直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。
- 2.固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。
- 3.通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- 4.生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資産の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物については、自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。
- 5.建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接に資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。
- 6.主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間諸費として列部門「8111 公務(中央)」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産(空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等)であって、軍事目的のものとは区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

列コード	行コード	部 門 名 称
9142		県内総固定資本形成(民間)

(定義・範囲) 県内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「県内総固定資本形成(民間)」の範囲は、列部門「9141 県内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、産業(公的企業を除く)及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

列コード	行コード	部 門 名 称
9150		在庫純増

(定義・範囲) 生産者製品在庫純増
財を生産する産業における販売または出荷待ちの商品(なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

半製品・仕掛品在庫純増

財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しが行われないもの(ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

流通在庫純増

卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

原材料在庫純増

原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

1. 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、または建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
2. 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
3. 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
4. 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
5. その他

(注意点) 1. 平成2年表まで本部門に含まれていたと畜するために飼育されている家畜や木材用の育林など1回だけ産出を生産するもの(固定資産形成に含まないもの)の育成期間中の成長増加分は、本部門ではなく「9150-20 半製品・仕掛品在庫純増」に含まれる。
2. と畜用の家畜や木材用の育林など、1回だけ産出物を生産するもの(固定資産形成に該当しないもの)の成長増加分、及び固定資産形成に該当するものでも育成を業として行い、育成された財を出荷してしまう生産者(専門的生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。
3. 本部門は、卸・小売に分類される事業所以外からは産出されないが、原油の国家備蓄(石油公団の行う備蓄)について、例外的に流通在庫純増として扱う。
4. 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものをすべて中間消費をして計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額(例えば、国公立学校の授業料等)を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたると見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
5. 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列コード	行コード	部 門 名 称
9211		輸出

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を超えたもの)等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。
なお、1. 少額貨物(1件あたり20万円以下)、2. 見本品及び寄贈品、3. 駐留軍及び国連軍関係貨物、4. 博覧会、見本市等への出品貨物、5. 特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。
「輸出(普通貿易)」の価格評価は、FOB価格(船積価格)で評価する。

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにほぼ一致す

1. 「輸出(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

2. 建設サービス等、ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211 輸出」に計上する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財貨・サービスの消費、国際電信電話等による料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

(注意点)

1. 列部門「9211-10 輸出(普通貿易)」はFOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

2. 観光旅行による財貨・サービスの消費は、「輸出(直接購入)」に含める

列コード	行コード	部 門 名 称
9212		輸出(直接購入)

(定義・範囲) 「非居住者家計による県内市場の財貨とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121 家計消費支出」以外の最終需要部門は、県内概念によって記述されているが、家計消費支出は、県民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である県内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、県民家計消費支出から、県内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は県内総支出と等しくなり、産業連関表全体の県内概念の原則が保持できる。「輸出(直接購入)」は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(注意点)

列部門「9121 家計消費支出」を県内概念に転換する式

家計消費支出(県内概念) = 家計消費支出(県民概念) + 輸出(直接購入) - 輸入(直接購入)

列コード	行コード	部 門 名 称
9213		調整項

(定義・範囲) 輸出業を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で消費税は課されているため、輸出産業は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

列コード	行コード	部 門 名 称
9230		移出計

(定義・範囲) 「県内居住者と県外居住者間における財貨・サービスの取引」と規定し、すべての財貨・サービスをその範囲とする。ただし、純移出額を計上するという観点から、再移出入品を控除するものとする。なお、サービスに関しては、サービス毎の移出を推計できるデータがほとんど得られないため、消費主体別に分けて移入側から推計を行う。移出は輸出と同様に、生産地域で計上する。したがって、輸出と移出の合計が「県内生産額 - 生産者製品在庫純増 - 半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならない。

(品目例示)

すべての財貨・サービス。地域外旅行者経費(たとえば、東京都民の方が三重県に旅行し、そこで宿泊した場合は、三重県が「宿泊」というサービスを東京都に移出したことになる。)、地域外通勤者経費など

列コード	行コード	部 門 名 称
9411		(控除)輸入

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財貨の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を超えたもの)等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。

なお、1. 少額貨物(1件あたり20万円以下)、2. 見本品及び寄贈品、3. 駐留軍及び国連軍関係貨物、4. 博覧会、見本市等への出品貨物、5. 特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。
 「(控除)輸入(普通貿易)」の価格評価は、CIF価格で評価する。

「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにほぼ一致する。

1. 「輸入(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

2. 建設サービス等、ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211 輸出」に計上する。

(品目例示)

貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等による料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

(注意点)

1. 産業連関表における普通貿易の輸入品はCIF価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入をを計上するとその分が重複することになる。このため、産業連関表の運賃・保険の「輸入(特殊貿易)」はありえない。

2. 観光旅行による財・サービスの消費は、「9412 (控除)輸入(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部 門 名 称
9412		(控除)輸入(直接購入)

(定義・範囲)

「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121 家計消費支出」以外の最終需要部門は、県内概念によって記述されているが、家計消費支出は、県民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である県内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、県民家計消費支出から、県内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は県内総支出と等しくなり、産業「輸入(直接購入)」は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示)

観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(注意点)

列部門「9121 家計消費支出」を県内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出(県内概念)} = \text{家計消費支出(県民概念)} + \text{輸出(直接購入)} - \text{輸入(直接購入)}$$

列コード	行コード	部 門 名 称
9413		(控除)関税

(定義・範囲)

輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。再輸入の船舶については、普通貿易で輸入の取り消しとして扱われているため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして輸出入に計上されているので、関税がかからなかったものとして扱う。

(注意点)

産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の(普通貿易+関税+輸入品商品税)の額が計上される。

列コード	行コード	部 門 名 称
9414		(控除)輸入品商品税

(定義・範囲)

輸入品には、税関通貨の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税(以下、単に「輸入品消費税」と呼ぶ)が課税される。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413 (控除)関税」と同様に列部門として本部門を設けた。

(品目例示)

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及び輸入品に係る消費税

列コード	行コード	部 門 名 称
9440		(控除)移入計

- (定義・範囲) 「県内居住者と県外居住者間における財貨・サービスの取引」と規定し、すべての財貨・サービスをその範囲とする。ただし、純移入額を計上するという観点から、再移入品を控除するものとする。なお、サービスに関しては、サービス毎の移出を推計できるデータがほとんど得られないため、消費主体別に分けて移入側から推計を行う。移入は輸入と同様に、消費地域で計上する。したがって、輸入と移入の合計が「地域内需用額－生産者製品在庫純増－半製品・仕掛品在庫純増」を超えてはならない。
- (品目例示) すべての財貨・サービス。地域外旅行者経費(たとえば、三重県民の方が東京都に旅行し、そこで宿泊した場合は、三重県が「宿泊」というサービスを東京都から移入したことになる。)、地域外通勤者経費など

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部 門 名 称
9110		家計外消費支出(行)

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費(他の付加価値部門に計上されるものを除く。)、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分(主として宿泊と日当)を範囲とする。

1. 宿泊・日当……役員または従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
2. 交際費……得意先、仕入れ先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他にこれらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として、役員または部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。
3. 福利厚生費……福利施設負担額(食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用)等、保健衛生医療費(従業員の診療などのための費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等)、娯楽・スポーツ費(従業員及びその家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用)等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311～9313 雇用者所得部門」、「9402 資本減耗引当」及び「9404 間接税(除関税・輸入品商品税)」に含まれている。

- (注意点)
1. 福利厚生に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613 旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「6422 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含まれる。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得(「9313 その他の給与及び手当」)に含まれる。
 2. 列部門の家計外消費支出計(列生産額)と、行部門の家計外消費支出計(行生産額の合計)は一致する。
 3. 携帯電話機は移動電気通信事業者の介在があり、財のメーカー出荷価格を下回る価格で利用者に販売されている。このため、その価格差を移動電気通信事業者の経費(交際費)とみなし、移動電気通信と交際費の交点及び携帯電話機と家計外消費(列)の交点に価格差を計上している。

列コード	行コード	部 門 名 称
9311		賃金・俸給

(定義・範囲) (1)雇用者所得の範囲
雇用者所得とは、県内の民間及び政府(中央・地方)等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得は、雇主の支払ベースであり、雇用者の受取ベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする(発生主義)。さらに、雇用者所得も県内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず県内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

(2)雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、県民経済計算を考慮して、以下の項目より構成されるものとする。

1. 賃金・俸給

1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務づけられている慶弔費や、さらに雇主が一括し

て再配分するチップが含まれている。慶弔費は就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- a) 結婚祝金 b) 出産祝金 c) 入学祝金 d) 死亡弔慰金
- e) 負傷見舞金 f) 災害見舞金

「チップ」については、i) 客が直接雇用者に手渡すもの、ii) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがって、i) も ii) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中で、i) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ii) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給(議員歳費)は常用労働者賃金として扱う。

2) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益分を処分して支払った役員賞与は含めない。

2. 社会保険料(雇用主負担)

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険(日雇特例被保険者を含む)
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 日本私立学校振興・共済事業団(旧私立学校教職員共済組合)
- 10) 農林漁業団体職員共済組合(厚生年金に統合)
- 11) 組合管掌健康保険(民間)
- 12) 組合管掌健康保険(地方公共団体)
- 13) 児童手当(民間分)
- 14) 児童手当(公務員等分)
- 15) 石炭鉱業年金基金
- 16) 厚生年金基金
- 17) 地方公務員災害補償基金
- 18) 消防団員等公務災害補償等共済基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料(雇用主負担)に加える。

3. その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは、適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実に退職したものが受け取る退職金とは相違する。

退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。

4) 社会保険に関する上積み給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

- a) 私的保険制度への拠出金
- b) 持家援助に関する費用
- c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

列コード	行コード	部 門 名 称
9401		営業余剰

(定義・範囲)

1. 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用主負担、資本減耗引当、純間接税(間接税一補助金)を控除したものを範囲とする。

営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収

入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス(帰属利子＝受取利子－支払利子)を受けていることとするため、帰属サービス分だけが営業余剰が減少することになる。

2. 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれている。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

(注意点)

1. 平成元年4月1日から導入された消費税に関し、平成2年表においては、1)納税額、2)投資財の仕入れに係る消費税額(控除の対象)、3)輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれていたが、平成7年表では、1)を「9404 間接税(除関税・輸入品商品税)」に含め、2)、3)については、平成2年表と同様の取扱とする。

2. 平成2年表から、物品賃貸業はすべて所有者主義により推計しているため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料(実際に支払った粗賃貸料から当該賃貸物品の維持補修費及び減価償却費を控除したもの)は営業余剰として当該物品の所有部門に計上されている。

列コード	行コード	部門名称
9402		資本減耗引当

(定義・範囲)

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の消耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「県内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(注意点)

1. 資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則として使用者主義によってきた。したがって、他からの使用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上されることとなった。

2. ただし、昭和60年表でも物品賃貸業のうちの列部門「8513 物品賃貸業(除貸自動車業)」、「8514 貸自動車業」及び「6411 不動産仲介及び賃貸」部門の「不動産賃貸業」については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。

列コード	行コード	部門名称
9403		資本減耗引当(社会資本等減耗分)

(定義・範囲)

一般政府(中央・地方)の所有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9402 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において、「9402 資本減耗引当」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
9404		間接税(除関税・輸入品商品税)

(定義・範囲)

1. 間接税は、財貨・サービスの生産、販売、購入、または使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、税制収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

2. 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では、一部の納付金、収益事業収入等が間接税に相当する。

3. 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく、家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、県民経済計算及び産業連関表では、住宅はすべて産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6422 住宅賃貸料(帰属家賃)」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有

の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

4. 特別地方消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているが、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。

また、旅館等の利用人も、本来の宿泊代やサービス料などとともに税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで、県民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

5. 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の1/2を間接税としている。

(注意点)

平成元年4月1日から導入された消費税納付額のうち産業分は、平成2年表においては、「9401 営業余剰」に含まれていたが、平成7年表より本部門に含まれている。

列コード	行コード	部 門 名 称
9405		(控除)経常補助金

(定義・範囲)

1. 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。県民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受け取ることはない。

2. 経常補助金は、法令上または予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。

